

# 地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業 開発実証実験報告書

## 【介護クラウド】

### 笠間市

目 次

第 1 章	実証実験の目的	.....	2
第 2 章	実証実験の概要	.....	3
第 3 章	実施スケジュール	.....	15
第 4 章	実証実験報告	.....	16
4. 1	行政保有の介護関連情報の活用実証	.....	16
4. 2	事業者間における情報連携の実証	.....	37
4. 3	高齢者関連データの多面的な活用の実証	.....	50
第 5 章	今後の課題及び対策	.....	62
5. 1	介護クラウド実運用に向けた本市での検討内容	.....	62
5. 2	介護クラウド導入に際してのガイド案	.....	72

## 第1章 実証実験の目的

地域経営型包括支援クラウド構築事業での開発実証実験は、自治体クラウドに代表される官の情報通信基盤を地域の共有資源として発展的に利活用し、官民の事業者間での情報連携によるコスト低減及び事務効率向上、集約された情報の安全かつ有効活用による地域での新サービス・ビジネスの創出、住民サービスの更なる向上のための取組である。

本市は全国の多くの団体と同じく、人口減少、高齢化が進む中で、地域資源を最大限に活用し、将来に向けて希望と成長を感じる新たなモデルとなるまちづくりを進めていくことが求められている。

そのような状況において、平成24年2月に「健康都市かさま宣言」を行い、「生涯にわたって健やかに暮らす」という広い意味での「健康」をテーマとして、保健・医療、福祉、産業、教育、環境など様々な分野の活動の推進と、それらの連携による相乗効果を得る仕組みを構築する「健康な都市づくり」を笠間市総合計画（平成19年度～平成28年度）及び健康づくり計画（平成24年度～平成33年度）を中心としながら、各分野別の計画で相互に補完しながら推進している。

この「健康な都市づくり」は、「人の健康づくり」と「生活を支える環境づくり（都市基盤、防災・防犯、産業、生活環境、芸術・文化）」の分野を横断し、連携をもつて一体的に進め「定住化・地域活性化」を図っているものである。

今回それらに加えて、「人の健康づくり」の分野である予防・医療・介護の連携する基盤整備を行うことにより、「健康都市づくり」を推進し「定住化・地域活性化」に繋げるため、本実証実験に取り組んだものである。

この実証実験を通じて、地域の高齢者に関する見守り情報等を共有することによる生活支援や介護予防、要介護者へのサービス情報を市・ケアマネージャー・介護サービス事業者・医療機関などの各職種間で連携することによる事務の効率化や地域全体でのケアの高質化といった効果を検証することを目的としている。

## 第2章 実証実験の概要

ここでは、本市の介護クラウド開発実証での実験対象範囲及び今回の実証に用いた介護クラウドシステムの機能についての概要を示す。

### 2. 1 笠間市介護クラウド開発実証実験の対象範囲の概要

今回の介護クラウド開発実証では、本市における要介護高齢者等への介護サービス提供に必要となる「業務の流れ」において、官・民それぞれの関係者間の連携に着目して対象範囲を設定し、代表的な関係機関に参加をいただき実験を行った。

以下にその概要を示す。なお、これらの詳細については第4章にて述べる。

#### (1) 介護保険者（本市）が保有する介護関連情報の活用

被保険者資格情報、要介護認定調査情報、要介護認定判定結果など、介護保険者として本市が保有する要介護者の基本情報を介護クラウドに登録し、地域内のサービス事業者等が活用することを想定した実験を実施した。

この内容は、第4章の「4. 1 行政保有の介護保険情報の活用実証」に示す。

#### (2) 介護事業者間での要介護者関連情報の共有と連携

要介護者の介護サービス利用に際し起点情報となるケアマネージャーが作成するケアプラン、各月の介護サービス利用に係る計画書、また介護サービス提供事業者が作成するサービス実施計画、サービス提供実績などの情報を、介護クラウドを通じてケアマネージャーと介護サービス事業者間で共有し、活用することを想定した実験を実施した。

この内容は、第4章の「4. 2 事業者間における情報連携の実証」に示す。

#### (3) 介護クラウドを活用して共有すべき関連情報

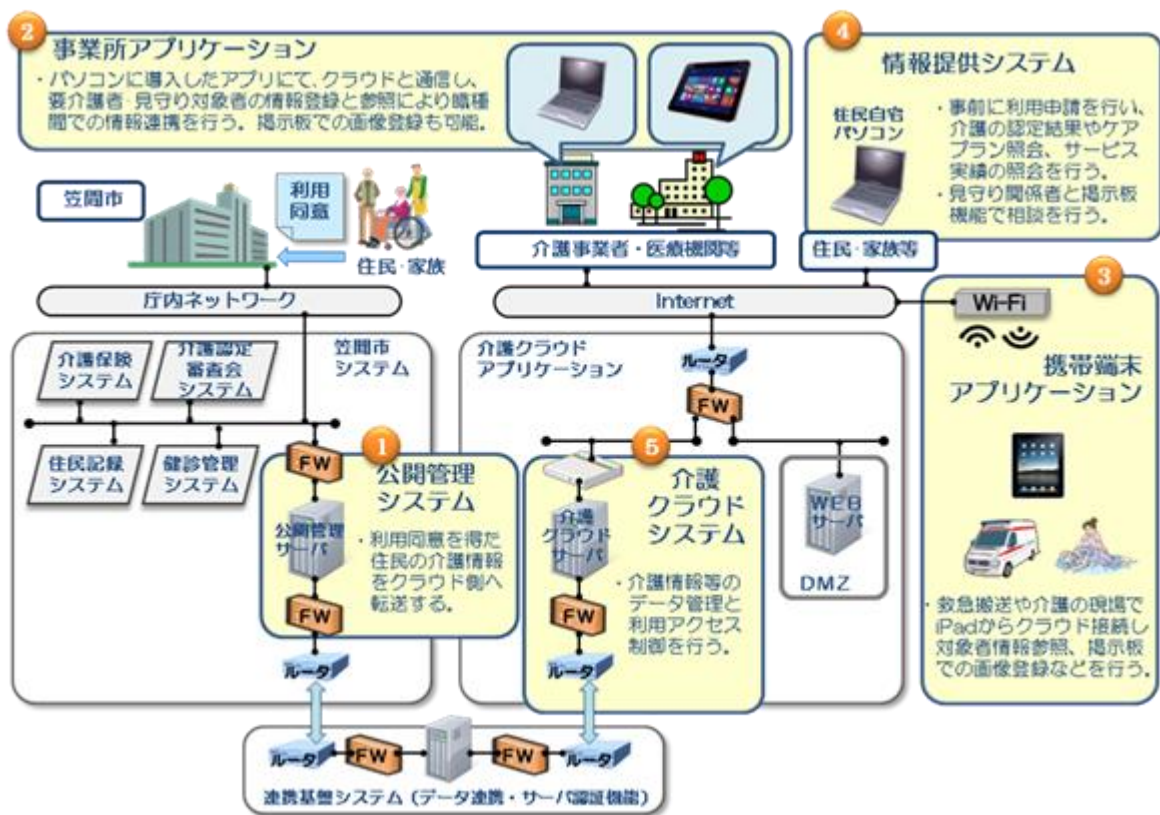
介護クラウドでの要介護高齢者への介護サービス提供プロセスにおける情報共有機能を活用して、地域での高齢者の在宅生活の継続支援や介護予防などのために本市にて行政と民間が連携し取り組んでいる「地域見守り情報連携」、「薬に関する情報連携」、「救急搬送時の情報連携」、「健診結果の情報連携」について介護クラウドシステムを利活用する観点での実験を実施した。

この内容は、第4章の「4. 3 高齢者関連データの多面的な活用の実証」に示す。

## 2. 2 介護クラウドの全体構成

本開発実証に用いた介護クラウドは、2. 1 で示した実証実験の対象範囲において介護保険情報、要介護者関連情報等を複数の関係者間で安全に共有・活用するため、以下の構成となっている。

図表-1.1 介護クラウドの全体構成



介護クラウドを構成する5つのシステムについての機能概要を示す。

### ① 公開管理システム

公開管理システムは、本市の介護保険システムや介護認定審査会システム等に所在する被保険者資格情報、認定調査情報、要介護認定結果情報などの介護保険情報を、外部の介護クラウドに登録、転送するために必要な機能を有する。

転送の際には、接続先サーバ認証機能などを提供する連携基盤システムを経由することで、高いセキュリティを確保している。また介護クラウドの利用者情報を登録・管理し、クラウドへのアクセス制御を実施する。

## ② 事業所アプリケーション

パソコンに導入した事業所向けのアプリケーションを用いて介護クラウドシステムと通信する。これにより、公開管理システムで介護クラウドシステムに登録した本市保有の要介護者の基本情報を、オンラインで最新の状態で参照することができる。

また自事業所がサービスを提供している要介護者に関する情報を登録し、登録した情報を公開する対象事業所等を指定することにより、同一の要介護者に関する複数の職種・事業者間での情報共有・連携を介護クラウド上で実現する。

さらに、この職種・事業者間の情報連携を補完する仕組みとして、同一の対象者に関して広く情報交換を行う事業者間の掲示板機能等を有する。

## ③ 携帯端末アプリケーション

携帯端末に導入した事業所向けのアプリケーションを用いて介護クラウドシステムと通信する。基本的に、「（２）事業所アプリケーション」と同様の機能を有している。比較的容易に持ち運びができることから、移動の多い訪問サービスの実施時にも、現場等で様々な情報にアクセスすることができる。

また携帯端末のカメラ機能を用いた写真・画像データの登録により、介護等の現場での要介護者の最新状況などを職種・事業者間で分かりやすく共有できる。

## ④ 情報提供システム（住民・家族向け）

要介護者の家族などから、事前に介護クラウドシステムの利用申請を受付け、要介護者に関する認定結果やケアプラン、サービス実績の照会などを行う機能を有する。介護サービス等を提供する事業者など、要介護者を日々見守る関係者との情報交換や相談を、掲示板機能で行うことができる。

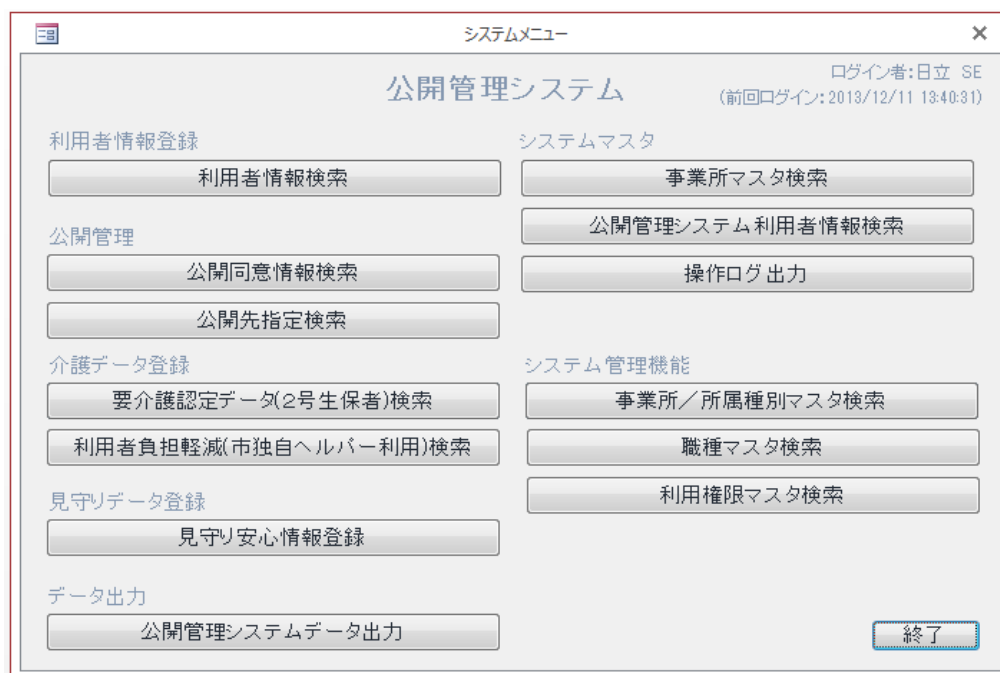
## ⑤ 介護クラウドシステム

民間事業者等が利用する「②事業所アプリケーション」、「③携帯端末アプリケーション」、「④情報提供システム」と介護クラウド間で通信を行い、各システムでの照会機能、登録機能、掲示板機能を「①公開管理システム」のアクセス権限に従い制御する。また「①公開管理システム」からの情報を受け取り、暗号化してデータベースに格納、管理する。

以降、①から④の各システム、アプリケーションの代表的な画面例を示す。

## ① 公開管理システム

図表-1.2 公開管理システムのシステムメニュー画面



## ② 事業所アプリケーション

図表-1.3 事業所アプリケーションのメニュー画面



③ 携帯端末アプリケーション

図表-1.4 携帯端末アプリケーションの情報一覧画面



④ 情報提供システム（住民・家族向け）

図表-1.5 情報提供システムのメニュー画面





## 2. 3 介護クラウドで共有される主な情報

介護クラウドを構成する各システムの機能を用いて、本市・介護サービス事業者・要介護者家族等の中で共有可能な情報についての概要を以下に示す。

なお、介護クラウドは、取り扱うデータの種別から民間事業支援型としての構築がなされており、公開型データ（オープンデータ）としての共有については行わないものとしている。

### （1）本市が登録する情報

本市が保有する要介護者関連情報から、介護クラウドシステムに登録する情報を以下に示す。なお、これらは登録が必須の情報となる。

図表-1.6 介護クラウドシステムに本市が登録する主な情報

No	情報の名称	情報の登録元	情報の登録方法等
1	住民記録情報	市民課	要介護者基本情報の生成、確認に必要なデータを、介護クラウドシステムのDBに登録する。
2	宛名情報	市民課	
3	介護保険資格情報	高齢福祉課	介護保険システムから介護クラウドシステムのDBにデータを登録する。
4	要介護認定データ	高齢福祉課	
5	利用負担軽減	高齢福祉課	
6	要介護認定データ (2号生保者) ※1	高齢福祉課	公開管理システムで左記の対象者ファイルを作成し、介護クラウドのDBにデータを登録する。
7	利用負担軽減 (市独自ヘルパー利用) ※2	高齢福祉課	
8	主治医意見書	高齢福祉課	介護認定審査会資料ファイリングシステムから、対象者ファイルを登録する。
9	訪問調査票	高齢福祉課	
10	特記事項	高齢福祉課	

※1：介護保険適用外であり、介護保険システムには対象者のデータが存在しないため。

※2：市独自制度であり、介護保険システムとは別に対象者情報を管理しているため。

（２）介護事業者が登録する情報

①居宅介護支援事業所が登録する情報

居宅介護支援事業所が保有する要介護者関連情報から、介護クラウドシステムに登録対象とする情報を以下に示す。

図表-1.7 介護クラウドシステムに居宅介護支援事業所が登録する情報

No	情報の名称	登録の区分
<b>ケアプラン情報</b>		
1	ケアプラン（居宅サービス計画書） 第1表 居宅サービス計画書（1） 第2表 居宅サービス計画書（2） 第3表 週間サービス計画表	必須
2	第6表 サービス利用票（兼居宅サービス計画書）	必須（運用により任意）
3	第7表 サービス利用票別表	必須
4	サービス提供票（予定）	必須
5	サービス提供票別表（予定）	必須
6	週間サービス計画表	必須
7	介護予防サービス計画書	必須
<b>その他関連情報</b>		
8	アセスメントシート	任意
9	フェイスシート	任意
10	第4表 サービス担当者会議の要点	必須（共有の必要度高）
11	サービス担当者に対する照会（依頼）	任意
12	第5表 居宅介護支援経過	任意
13	モニタリング	任意
14	退院・退所情報記録書（提供書）	任意
15	利用者基本情報	任意
16	基本チェックリスト	任意
17	介護予防支援経過記録	任意
18	介護予防支援・サービス評価表	任意

②介護サービス事業所が登録する情報

介護サービス事業所が保有する要介護者関連情報から、介護クラウドシステムに登録対象とする情報を以下に示す。

図表-1.8 介護クラウドシステムに介護サービス事業所が登録する情報

No	情報の名称	情報の登録元	登録の区分
1	訪問介護計画書	訪問介護事業所	必須
2	モニタリング表（訪問介護）	訪問介護事業所	任意
3	サービス提供票（実績）	訪問介護事業所	必須
4	訪問看護計画書	訪問看護事業所	必須
5	モニタリング表（訪問看護）	訪問看護事業所	任意
6	サービス提供票（実績）	訪問看護事業所	必須
7	医師の指示書（訪問看護指示書）	訪問看護事業所	任意
8	医師への報告（訪問看護報告書）	訪問看護事業所	任意
9	通所介護計画書	通所介護事業所	必須
10	バイタルチェック表	通所介護事業所	任意
11	家族連絡表	通所介護事業所	任意
12	モニタリング表（通所介護）	通所介護事業所	任意
13	サービス提供票（実績）	通所介護事業所	必須
14	モニタリング表（福祉用具）	福祉用具貸与／販売	任意
15	個別援助計画表（福祉用具）	福祉用具貸与／販売	任意

（3）介護クラウドシステム利活用の観点で登録する情報

高齢者等の生活支援、介護予防などに広く活用できる観点から、介護クラウドシステムに登録する情報を以下に示す。なお、これらの登録は任意となる。

図表-1.9 介護クラウドシステム利活用の観点で登録する主な情報

No	情報の名称	情報の登録元	情報の登録方法等
1	見守り支援票 ※1	地域包括支援センター	公開管理システムで左記の対象者ファイルを作成し、介護クラウドのDBにデータを登録する。
2	救急情報 ※2	地域包括支援センター	
3	処方箋情報	調剤薬局	帳票をスキャナーで読み取り、介護クラウドシステムにファイル登録する。
4	薬事情報	調剤薬局	
5	特定健診	保険年金課／健康増進課	健康管理システムから、介護クラウドシステムのDBにデータを登録する。
6	生活習慣病予防健診	健康増進課	
7	高齢者健診	保険年金課／健康増進課	
8	肝炎ウイルス検査	健康増進課	

※1：65歳以上の単独・夫婦のみ世帯の情報。民生委員が調査結果を記した本市の帳票。

※2：服薬情報や、かかりつけ医療機関、緊急連絡先等を記した本市の帳票。

## 2. 4 介護クラウド実証への参加機関

介護クラウドの各システムを利用して、介護保険情報、要介護者関連情報等の参照・登録等による情報共有・連携の実証実験に参加した各機関の概要を以下に示す。

### (1) 市保有データの公開・管理の実証

図表-1.10 介護クラウドシステム実証実験への参加機関

No	参加機関名・実施日	地区	主な実証実験内容
1	笠間市役所 ・2014年2月5日	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開管理システム</li> <li>—住民の介護情報のクラウド利用許諾登録</li> <li>—住民の情報提供システム利用申請登録</li> <li>—市保有データの抽出とクラウドへの転送</li> </ul>

### (2) 介護事業者の情報共有・連携の実証

#### ① ケアマネジメント業務での実証

図表-1.11 介護クラウドシステム実証実験への参加機関

No	参加機関名・実施日	地区	主な実証実験内容
1	笠間市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 ・2014年2月6日	笠間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所アプリケーション</li> <li>—介護保険情報（市保有、事業者保有）、薬事情報、健診情報の照会</li> <li>—介護保険情報（自事業所保有）の登録 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプラン情報登録</li> <li>・サービス利用票、提供票（予定）登録</li> <li>・公開先事業所登録</li> </ul> </li> <li>—掲示板情報の照会と情報登録（画像含む）</li> <li>・携帯端末アプリケーション</li> <li>—介護保険情報（市保有、事業者保有）、薬事情報、健診情報の照会</li> <li>—掲示板情報の照会と情報登録（画像含む）</li> </ul>
2	笠間市社会福祉協議会 ケアプランセンター ・2014年2月6日	笠間	
3	すずらんの里 指定居宅介護支援事業所 ・2014年2月12日	岩間	
4	笠間市地域包括支援センター ・2014年2月5日	友部	

②介護サービス事業者業務での実証

図表-1.12 介護クラウドシステム実証実験への参加機関

No	参加機関名	地区	主な実証実験内容
1	笠間市社会福祉協議会 訪問介護事業所 ・2014年2月6日	笠間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所アプリケーション                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－介護保険情報（市保有、事業者保有）、薬事情報、健診情報の照会</li> <li>－介護保険情報（自事業所保有）の登録                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供票（実績）登録</li> <li>・介護サービス計画書登録</li> </ul> </li> <li>－掲示板情報の照会と情報登録（画像含む）</li> </ul> </li> <li>・携帯端末アプリケーション                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－介護保険情報（市保有、事業者保有）、薬事情報、健診情報の照会</li> <li>－掲示板情報の照会と情報登録（画像含む）</li> </ul> </li> </ul>
2	すずらんの里 訪問介護事業所 ・2014年2月12日	岩間	
3	笠間市社会福祉協議会 通所介護事業所 ・2014年2月6日	笠間	
4	すずらんの里 通所介護事業所 ・2014年2月12日	岩間	
5	やまびこ 訪問看護ステーション ・2014年2月14日	友部	

(3) 介護クラウド利活用観点での実証

図表-1.13 介護クラウドシステム実証実験への参加機関











No	参加機関名	地区	主な実証実験内容
1	アルファーム薬局(友部店) ・2014年2月7日	友部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所アプリケーション</li> <li>－処方箋情報、薬事情報の登録</li> </ul>
2	救急センター ・2014年2月7日	友部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯端末アプリケーション</li> <li>－薬事情報、健診情報の照会</li> <li>－見守り情報（緊急連絡先等）の照会</li> <li>－緊急輸送情報の情報登録（画像含む）</li> </ul>
3	県立中央病院 ・2014年2月7日	友部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所アプリケーション</li> <li>－介護保険情報（市保有、事業者保有）、薬事情報、健診情報の照会</li> <li>－見守り情報（緊急連絡先等）の照会</li> <li>－掲示板情報の照会と情報登録（画像含む）</li> </ul>
4	住民(要介護者家族) ※1	－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供システム</li> <li>－介護保険情報（市保有、事業者保有）、薬事情報、健診情報の照会</li> <li>－掲示板情報の照会と情報登録（画像含む）</li> </ul>

※1：家族の介護経験のある職員が、住民の立場で実証実験に参加した。

### 第3章 実施スケジュール

本開発実証での介護クラウドシステム開発及び実証実験の実実施スケジュールを記載する。各工程で若干の遅れはあったものの、概ね当初に計画したスケジュール通りに進行した。

図表-1.14 実施スケジュール

		2013年										2014年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
協議会			▼							▼			▼	
1	実証計画作成													
2	仕様調整													
3	設計・開発													
4	試行・実証案の作成													
5	実証実験準備・試行													
6	介護クラウド結合テスト													
7	市側システムの実機検証													
8	事業者システム等の実機検証													
9	参加機関での実証実験													
10	実証結果の取り纏め													

本市では、実証実験で挙げられた課題への対策等を具体的に検討し、次年度の運用開始を目指し、介護クラウドの実用化を進めていく予定である。



## 第4章 実証実験報告

2.1に示した今回の介護クラウド開発実証において検証対象とした3つの対象範囲について、介護クラウドシステムを用いて実施した実証実験の内容を整理する。

### 4.1 行政保有の介護関連情報の活用実証

本市が保有する介護保険関連の行政情報を関係する事業者等に公開し、地域での介護サービス等に活用するための実証実験内容につき説明する。

#### 4.1.1 実証の概要・目的

被保険者資格情報、要介護認定調査情報、要介護認定判定結果など、介護保険者として本市が保有する介護保険情報を、介護クラウドを通じ地域内のサービス事業者等が活用することで生じる効果に関する実証を行う。

#### 4.1.2 実証の内容

本市が保険者として管理する介護保険関連情報を、地域の民間事業者等が安全かつ適切に利用するにあたり、介護クラウド実証において「公開管理システム」を構築した。

この仕組みにより介護クラウドに蓄積された要介護高齢者等の情報を、ケアマネージャーなど地域の介護事業者が参照することで得られる効果等を把握するための実証を行った。

#### (1) 市保有の介護保険情報の登録

公開管理システムにて、本市の介護保険システムや介護認定審査会資料管理システム等に所在する被保険者資格情報、認定調査情報、要介護認定結果情報などの介護保険情報を、ネットワークを介して介護クラウドに転送する。

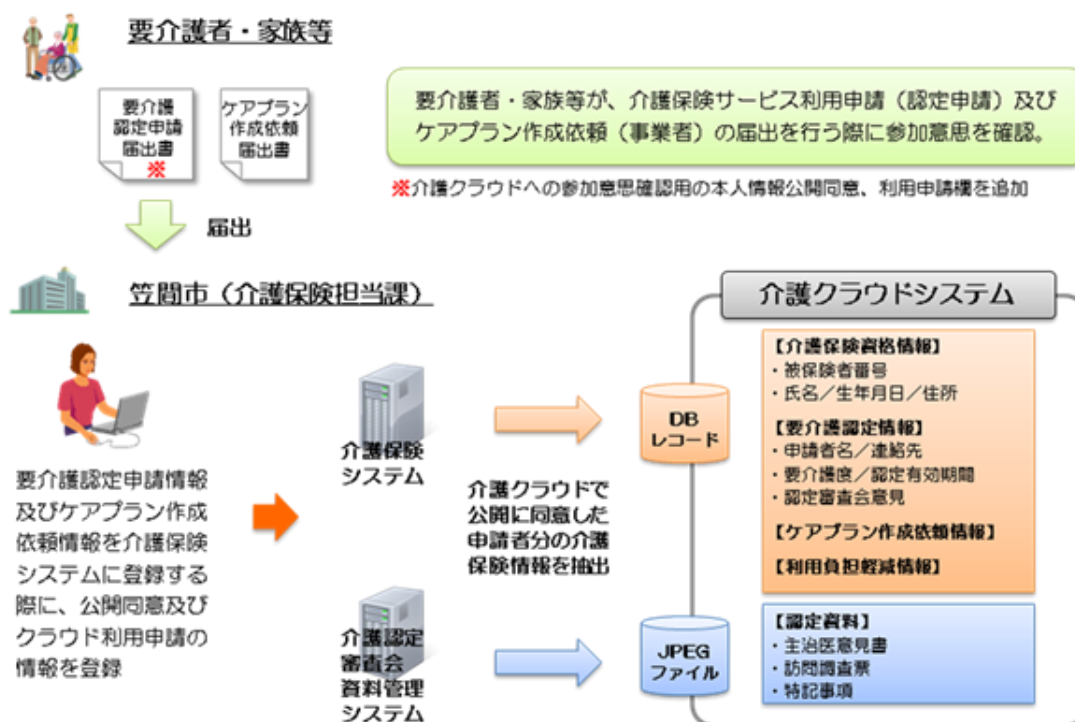
##### ① 利用同意に基づく介護保険システム等からのデータ取得

今回の実証実験では、介護クラウドへの介護保険情報の転送は、対象要介護者（又は家族等）からの利用同意を得て、公開情報を取得する運用を想定して実施した。

介護保険システムからは介護保険情報がDBレコードとして、介護認定審査会

資料管理システムからは、主治医意見書、訪問調査票、特記事項などの審査会資料の画像ファイル（JPEG形式）が介護クラウドに登録される。

図表-4.1.1 利用同意に基づく介護クラウドへの介護保険データ取得のイメージ



## ② 公開管理システムによる対象者個別の介護保険情報登録

要介護者の介護保険情報のうち、一部の情報は介護保険システム以外で個別に管理されている。今回の開発実証では、市の介護保険情報の共有における網羅性を考慮し、これらの情報も対象とし、公開管理システムから介護クラウドに登録することとした。

### ・要介護認定データ（2号生保者）の登録

生活保護受給者（医療保険未加入）で、介護保険2号被保険者（40～64歳）年齢に該当の対象者は、制度上、介護保険の被保険者（資格者）ではないため、要介護認定情報は、介護保険システムでは管理していない。

そのため、公開管理システムの「要介護認定データ（2号生保者）の登録」でデータを作成し、介護クラウドに登録する。

図表-4.1.2 要介護認定データ（2号生保者）の登録画面

要介護認定データ(2号生保者)登録

個人番号 10000126-a 被保険者番号 3247739755

氏名 アヤマ サシ

性別 男性

生年月日 3231010

住所 中央1番地の2

申請日

状況区分

認定年月日

認定有効期間 ~

要介護度

訪問調査日

主治医意見書入手日

認定調査会開催予定日

更新 閉じる

・利用者負担軽減（市独自ヘルパー利用）の登録

本市では所得に応じて、訪問介護サービスの利用者負担額を月4回まで1/2に軽減する制度を設けている。この市独自の利用者負担額軽減のデータは介護保険システムでは管理しないため、公開管理システムの「利用者負担軽減（市独自ヘルパー利用）の登録」でデータを作成し、介護クラウドに登録する。

図表-4.1.3 利用者負担軽減（市独自ヘルパー）の登録画面

利用者負担軽減(市独自ヘルパー)登録

個人番号 10000252-b 被保険者番号 3247825189

氏名 イトウ ハナコ

性別 女性

生年月日 3231111

住所 赤坂1001番地の1 笠間ハウス1の1

決定日

承認する

軽減割合

有効期限 ~

承認しない

更新 閉じる

## （２）介護クラウドの利用者情報の登録・管理

介護クラウドに登録される介護保険情報（事業者から登録される情報を含む）を地域の介護サービス事業者等が安全かつ適切に利用するために、介護クラウドの利用者情報を登録する。介護クラウドへのアクセス制御などを行うために利用者権限などを設定・管理し、適正な情報連携・共有を行うための基盤となる仕組みである。

### ① 業務利用者の登録

介護クラウドを利用するケアマネージャー、介護サービス事業者などの利用者情報を登録する。業務利用者の職種や職務権限情報などを登録・管理することで、介護クラウド上の各情報の利用権限を設定し、アクセス制御を行う。

図表-4.1.4 公開管理システムの利用者情報登録（業務利用者）の画面

The screenshot shows a web form titled "利用者情報登録" (User Information Registration). The form contains the following fields and options:

- 利用者ID**: ksm010000006
- 仮パスワード**: y729rrk235q
- 二次元認証**: 要 (Yes) / 有 (Yes) / 申請日 (Application Date)
- 利用者種別**:  事業所利用者 (Business User) /  住民 (Resident). **事業所コード**: 0811600022. **指定居宅介護事業所**: 介護センターかさま
- 個人番号**: [Input field] / **利用者名**: ケアマン 太郎
- 郵便番号**: 309-1613
- 住所**: 茨城県笠間市石井2253-1
- 電話番号**: 0296-77-0001 / **メールアドレス**: carema\_tarou@caremanai.co.jp
- 職種**: **職種1**: [Input field] / **職種2**: [Input field] / **職種3**: [Input field]. **職種コード**: 14. **検索**: ケアマネージャ
- 備考**: [Input field]
- 利用開始年月日**: H25.11.18 / **利用停止年月日**: [Input field]
- 提出書類**:  書類名称1 /  書類名称2 /  書類名称3 /  書類名称4 /  書類名称5
- Buttons**: 更新 (Update), 利用者許可通知書印刷 (Print User Permission Notice), 二次元認証カード印刷 (Print Secondary Authentication Card), 閉じる (Close), 仮パスワード再設定 (Reset Temporary Password), 二次元認証カード番号再設定 (Reset Secondary Authentication Card Number)

図表-4.1.5 公開管理システムの利用権限マスタ登録の画面

情報種別	アクセス権
介護情報(市公開 資格/認定情報)	全ての情報にアクセス不可
介護情報(市公開 認定資料 主治医意見書)	全ての情報にアクセス不可
介護情報(市公開 認定資料)	全ての情報にアクセス不可
介護情報(市公開 利用者負担軽減)	全ての情報にアクセス不可
介護情報(市公開 利用者負担軽減 市独自ヘルパー利用)	全ての情報にアクセス不可
介護情報(居宅介護支援事業所公開 ケアプラン)	全ての情報にアクセス不可
介護情報(居宅介護支援事業所公開 提供票)	全ての情報にアクセス不可
介護情報(居宅介護支援事業所公開 その他)	全ての情報にアクセス不可
介護情報(居宅介護支援事業所公開 介護経過記録等)	全ての情報にアクセス不可
介護情報(介護サービス事業所公開情報)	全ての情報にアクセス不可
介護情報(医師の指示書)	全ての情報にアクセス不可
介護情報(介護サービス事業所 サービス提供票実績)	全ての情報にアクセス不可
見守り安心情報	全ての情報にアクセス不可
投票情報	全ての情報にアクセス不可
健康管理情報	全ての情報にアクセス不可

図表-4.1.6 公開管理システムの事業所/所属種別マスタ登録の画面

所属種別コード	事業所/所属種別	分類名	分類コード	分類名
11	高齢福祉課		1	市
12	健康増進課		1	市
13	保険年金課		1	市
14	地域包括ケア関係課		1	市
15	地域包括ケア関係機関		1	市
16	地域包括ケア-地域包括支援セン		1	市
17	介護予防-地域包括支援センタ		1	市
18	投票担当		1	市
19	消防担当		1	市
20	居宅介護支援事業所		2	介護サービス事業所
21	訪問介護事業所		2	介護サービス事業所
22	訪問看護事業所		2	介護サービス事業所
23	訪問リハビリ事業所		2	介護サービス事業所
24	デイサービス事業所		2	介護サービス事業所
25	デイケア事業所		2	介護サービス事業所
26	小規模多機能型居宅介護		2	介護サービス事業所

図表-4.1.7 公開管理システムの職種マスタ登録の画面

職種コード	職種名	公開停止設定可否	救急掲示板参照権限
1	職員	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
2	臨時職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	栄養士	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	保健師	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	歯科衛生士	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	職員A	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	職員B	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	民生委員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	地域ケアシステムネットワーク関	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	見守り支援員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	責任者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	事務職	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## ② 住民利用者の登録

介護クラウドの利用を希望する要介護者やその家族等に対し、利用申請の内容を元に、住民向けシステムである「情報提供システム」にアクセスできるように利用者情報を登録する。

図表-4.1.8 公開管理システムの利用者情報登録（住民利用者）の画面

## ③ 公開同意情報の管理

住民から取得した公開同意情報は、公開管理システムで管理する。公開同意の内容によって、介護・包括・投薬・健診の単位で公開範囲を設定する。

図表-4.1.9 公開管理システムでの公開同意情報登録画面と同意書のイメージ

④ 対象者情報の公開先指定

介護クラウドに登録した対象者情報の公開先（ケアマネジメント担当の居宅介護支援事業所）を指定する。ここで指定された事業所がクラウド上で対象者情報を参照できる。

図表-4.1.10 公開管理システムの対象者情報の公開先指定登録の画面

氏名: アオヤマ サトシ  
 性別: 男性 (ID: 10000126-a)  
 生年月日: 3231010  
 住所: 中央1番地の2

公開先事業所

事業所コード1	0811800022	検索	指定居宅介護事業所介護センターかさま
事業所コード2		検索	
事業所コード3		検索	
事業所コード4		検索	
事業所コード5		検索	

更新 閉じる

指定された事業所のケアマネージャーは、対象者が利用する介護サービス事業所を事業所アプリケーションで登録することにより、対象者の情報を介護サービス事業所も参照することができ、事業所間での情報連携を実現する。

図表-4.1.11 事業所アプリケーションの公開先指定登録の画面

指定対象: Myリスト

対象者
青山 聡
伊藤 花子
牛田 治夫
塚本 由紀子
大塚 一朗
横吉田 翔子
岸上 史郎
黒崎 美和子
志馬 和夫
小室 咲子
佐伯 健夫
新藤 松子

公開先指定: 訪問介護

事業所
介護センターかさま
かさまグリーンハウス
すずらんの里
笠原市社会福祉協議会
地域包括支援センター
自立ライフ
ヘルパーステーション

登録済み公開先

事業所種別	事業所名
訪問介護	かさまグリーンハウス
訪問看護	あさひクリニック
通所介護	かさまグリーンハウス
福祉用具貸与	福祉用具ともべ
医療機関	あさひクリニック

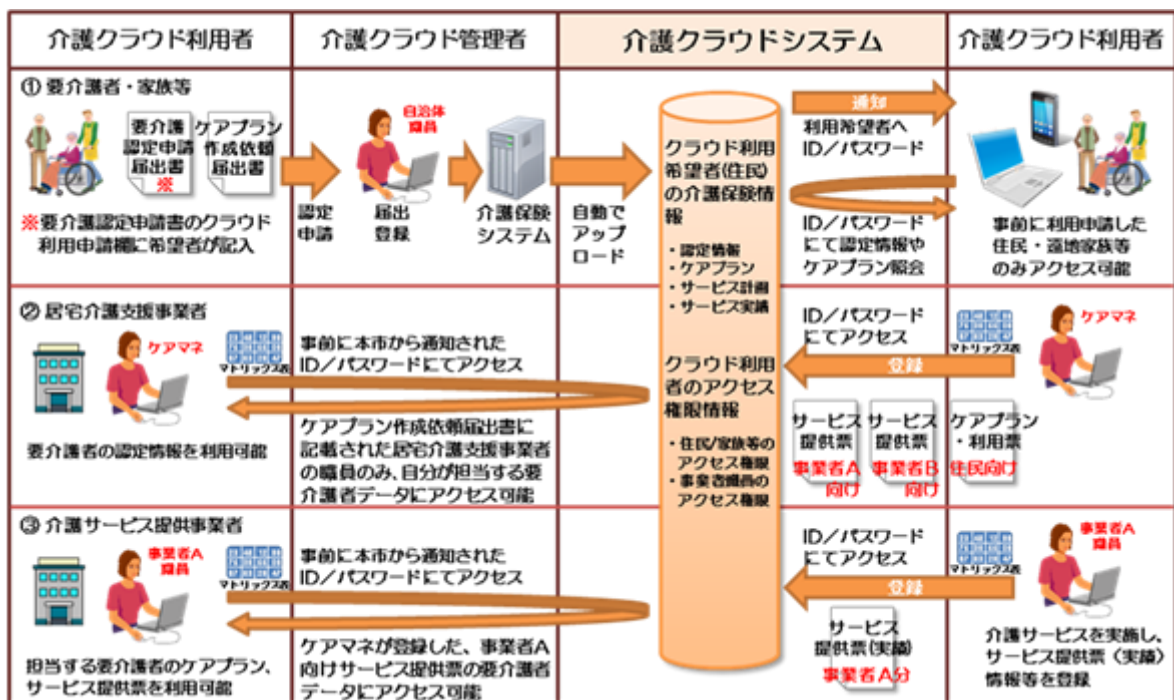
設定保存

公開情報登録 投票情報登録 公開先指定 ログアウト

(3) 市保有の介護保険情報の介護事業者側での参照

要介護者及び家族等からの公開同意情報に基づく介護保険情報登録・管理と、介護クラウド利用者情報の管理により実現する介護クラウドへのアクセス制御のイメージを示す。

図表-4.1.12 公開情報登録と利用者情報登録による介護クラウドのアクセス制御のイメージ



上記の仕組みから、介護クラウドに登録された市の保有する介護保険情報を、実証実験に参加の居宅介護支援事業所、介護サービス事業所に設置したパソコンの事業所アプリケーションから各事業所の職員が参照した。

なお今回の実証実験では、事前に市が公開管理システムから登録したダミーの対象者情報のデータを用いて実施している。

介護事業者が事業所アプリケーションから介護クラウドに接続する際は、利用者確認のセキュリティ確保の観点から、IDとパスワード入力に加え、事前配布のマトリックス表（カード）のキーコード入力によるユーザ認証を実施した。



図表-4.1.13 キーコード入力の画面とカードのイメージ



ID、パスワード、キーコードの入力により、事業者の各ユーザの利用者権限で事業所アプリケーションから介護クラウドにログインする。メニューの対象者を選択すると、各ユーザのアクセス権限から自事業所の対象者一覧が表示される。

居宅介護支援事業所では、市が公開管理システムで公開先指定した対象者が、介護サービス事業所では、居宅介護支援事業所が事業所アプリケーションで公開先指定した対象者が一覧で表示される。

この一覧から各ユーザの対象者を指定し、対象者詳細画面を表示する。

図表-4.1.14 メニュー画面からの対象者表示の画面イメージ



① 介護保険情報（資格／認定結果情報）の参照

対象者一覧から対象者を選択し、対象者詳細画面を表示する。右下部の「認定履歴」のボタンにより、公開管理システムで登録した対象者の基本情報（氏名、住所等）と認定履歴（資格/認定情報）を取得した。

図表-4.1.15 介護保険情報（資格／認定情報）の照会画面

藍 上太郎 (98765) 対象者詳細 東西南北子

メニュー > 対象者 > 対象者詳細

基本情報

氏名(カナ)  
藍 上太郎 (74 歳)

生年月日/性別  
S23.12.15/男性

住所  
309-1613 笠間市小原2914

介護保険者名  
笠間市

介護保険者番号  
082163

介護被保険者番号  
3250131907

住民ID  
10002394

対象者認定履歴

前へ 1 2 3 4 5 次へ

項目	最新	履歴1	履歴2	
資格情報	介護保険者名	笠間市	笠間市	笠間市
	介護保険者番号	082163	082163	082163
	介護被保険者番号	3250131907	3250131907	3250131907
認定情報	証発効日	2011年10月13日	2011年10月13日	2011年10月13日
	医師意見書入手日	2013年10月9日	2013年3月11日	2012年9月1日
	訪問調査日	2013年10月7日	2013年3月7日	2012年9月1日
	認定審査会開催日	2013年10月15日	2013年3月12日	2012年9月12日
	認定状態区分	申請中	認定済	認定済
	状況区分	申請中	認定済	認定済
	認定日		2013年3月20日	2013年10月
	有効期間(自)		2013年4月1日	2013年11月1日
有効期間(至)		2013年9月30日	2014年11月1日	
要介護度		要介護度3	要介護度3	
要介護度		要介護度3	要介護度3	

情報一覧 掲示板(事業所) 掲示板(住民) 認定履歴 ログアウト

対象者認定履歴画面では、市が介護保険システム上に保有する介護保険情報のうち、以下のデータ項目を参照できる。

図表-4.1.16 認定履歴画面で参照可能なデータ項目一覧

区分	データ項目	
資格情報	介護保険者名	介護保険者番号
	介護被保険者番号	証発効日
認定情報	医師意見書入手日	訪問調査日
	認定審査会開催日	認定状態区分
	状況区分	認定日
	有効期間（自）	有効期間（至）
	要介護度	審査会意見
	訪問給付額減額管理期間（自）	訪問給付額減額管理期間（至）
サービス制限情報	サービスの種類の指定	—
給付制限情報	給付額減額期間（自）	給付額減額期間（至）
	差止期間（自）	差止期間（至）
	償還化期間（自）	償還化期間（至）

② 認定資料の参照

対象者詳細画面の左下部の「情報一覧」のボタンにより、公開管理システムで登録した対象者の公開情報一覧が表示される。認定資料として登録される「主治医意見書」、「認定調査票」、「特記事項」をいずれかを選択する。

図表-4.1.17 対象者の公開情報一覧の表示画面

平成26年02月		
介護	サービス利用票	H26.02.27 (訪問看護の変更を反映しました)
介護	医師の指示書	H26.02.25 (●●先生からの指示です)
介護	サービス利用票	H26.02.24 (3月新規です。訪問看護以外は…)
介護	居宅介護サービス計画書	H26.02.23 (サービス計画書が決定しました…)
介護	サービス担当者会議の要点	H26.02.20 (認定されましたので、アップします)
介護	アセスメントシート	H26.02.20 (認定されましたので、アップします)
介護	主治医の意見書	H26.02.13 ( )
介護	認定調査票	H26.02.13 ( )

図表-4.1.18 市保有の介護情報（認定調査票）の照会画面

登録日 H25.04.15 笠間市 高齢福祉課

I 調査実施者 (記入者)

実施日時	平成17年 6月10日	実施場所	自宅内・ <input type="checkbox"/> 自宅外 ( <input type="checkbox"/> 身体障害者通所授産施設 )
調査時間	60分		

※調査実施者の情報はマスキングします。

II 調査対象者

対象者氏名	福祉 太郎	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	年齢	( 82 ) 歳
現住所	〒309-1613 笠間市●●町△△△-△△	電話	029*-***-****		
家族等連絡先	氏名(福祉 支様子) 電話 - -				

#### 4. 1. 3 実証の結果

4. 1. 2にて示した「市保有の介護保険情報等の介護クラウドへの登録」、「介護クラウドの利用者情報の登録」、「市保有の介護保険情報の介護事業者側での参照」につき、介護クラウドの公開管理システム、事業所アプリケーションを用いての実証を行った結果を示す。

##### (1) 市保有の介護保険情報の介護クラウドへの登録

###### ① 利用同意に基づく介護保険システム等からのデータ取得

今回の実証実験に用いたダミーデータは、介護保険システム側からの取得ではなく、介護保険システムから受け取るDBレコードのレイアウトで介護クラウドシステム側のデータベースで作成する形で、実証実験を実施した。

ダミーデータによる実証実験後、進めていた「笠間市既存システムと連携基盤プラットフォームを経由した介護健診ネットワークシステムとの結合について」の情報公開審査会への諮問の結果、笠間市システムと連携基盤を経由しての介護クラウドの結合が認められた。平成26年3月に、対象者からの利用・公開同意を得た11件について、実際の介護保険システム上の「介護保険資格／認定情報」、「要介護認定資料」の実データを用いたデータ転送による実証を実施した。

同じく市保有の「見守り支援票」についても、37件の利用・公開同意を得て公開管理システムからの登録による介護クラウドへのデータ転送を実施した。

この結果、連携基盤システムを介した笠間市介護保険システムと介護クラウドシステム間でのデータの疎通を確認することができた。

② 公開管理システムによる対象者個別の介護保険情報登録

要介護認定データ（2号生保者）の登録、利用者負担軽減（市独自ヘルパー利用）の登録については、高齢福祉課職員が、それぞれ2件のダミーデータを公開管理システムへ入力することで実証を行った。

<実証結果>

- ・公開同意情報のデータ入力は、「対象者の検索」→「適用情報の入力」→「対象の年月日の入力」と簡素で、入力項目も最大でそれぞれ11項目、7項目であり、1件あたり約1～2分程度とスムーズに進んだ。

<実証参加者のコメント>

- ・要介護認定データ（2号生保者）の登録は、対象者数が全体で20～30件であることから、公開管理システムからの直接入力管理で問題無いと思う。
- ・センシティブな情報でもあることから、実運用にあたっては、事業者側の利用ニーズを見極めていく必要がある。
- ・利用者負担軽減（市独自ヘルパー利用）の登録は、対象者数が200件程度である。同時に数十件の登録が発生する場合には、いったん Excel 表へ入力してからの取り込み機能を使うのがよいと思う。
- ・今後の制度改正を踏まえると、この他にも介護クラウドに個別登録すべき情報が発生する可能性がある。対象者個別のデータ登録の方法があるのは有効。

## （２）介護クラウドの利用者情報の登録・管理

### ① 業務利用者の登録

業務利用者情報の登録は、実証実験に参加する各事業者の代表となる方々から提出いただいた 20 件の利用申請書類を用いて、高齢福祉課職員による公開管理システムへのデータ入力により実証を行った。

#### <実証結果>

- ・業務利用者情報のデータ入力は、「事業所の検索」→「連絡先等の入力」→「職種」→「利用開始年月日入力」→「提出書類チェック」の流れで、入力項目が最大で 21 項目であり、1 件あたり約 2 分程度であった。

#### <実証参加者のコメント>

- ・一度に受付、登録する件数が数件であれば、公開管理システムから直接入力をする方式でも問題無いと感じた。
- ・実運用時には、参加事業者が徐々に増えるため同時に数十件の登録が発生する場合が想定される。事業所単位で Excel 表を作成しておき、取り込み機能を使うのがよいと思う。

### ② 住民利用者の登録

住民利用者情報の登録は、10 件のダミーデータを用いて、高齢福祉課職員による公開管理システムへのデータ入力により実証を行った。

#### <実証結果>

- ・住民利用者情報のデータ入力は、「対象者の検索」→「連絡先等の入力」→「対象者との関係性」→「利用開始年月日入力」→「提出書類チェック」の流れで、入力項目が最大で 31 項目であり、1 件あたり約 3 分程度であった。

#### <実証参加者のコメント>

- ・業務参加者情報よりも項目は多いが、一度に受付、登録する件数が数件であれば、公開管理システムから直接入力をする方式でも問題無いと感じた。
- ・同時に数十件の登録が発生する場合には、いったん Excel 表へ入力してからの取り込み機能を使うのがよいと思う。
- ・市外に居住する家族なども含め、幅広い要介護者の関係者の登録が想定されるため、データ入力よりも利用者 ID やパスワードの発行管理に係る問合せや相談などの対応といったことに時間を取られる可能性があるのではないかと。

### ③ 公開同意情報の登録

住民から取得した公開同意情報の登録は、30件のダミーデータを用いて、高齢福祉課職員による公開管理システムへのデータ入力により実証を行った。

#### <実証結果>

- ・ 公開同意情報のデータ入力は、「対象者の検索」→「公開／非公開の選択」→「同意年月日の入力」と簡素で、入力項目も最大で10項目であり、1件あたり約1分程度とスムーズに進んだ。

#### <実証参加者のコメント>

- ・ 一度に受付、登録する件数が数件であれば、公開管理システムから直接入力をする方式でも問題無いと感じた。
- ・ 同時に数十件の登録が発生する場合には、いったん Excel 表へ入力してからの取り込み機能を使うのがよいと思う。
- ・ 実際は、データ入力よりも、公開範囲の情報項目についての問合せや相談などの対応といったことに時間を取られる可能性がある。
- ・ 中期的には、書類の維持管理など運営側の事務的な負荷も大きいと思われる。「書面で公開同意を得て」→「個別に公開同意内容を介護クラウドに登録する」のは、実運用としては難しいのではないかとと思われる。

### ④ 対象者情報の公開先指定

介護クラウドに登録した対象者情報の公開先（ケアマネジメント担当の居宅介護支援事業所）の指定は、高齢福祉課にて「①業務利用者情報の登録」で登録済の実証実験参加の4つの居宅介護支援事業者につき、「③公開同意情報の登録」で登録した30件のダミーデータを割り当てた。

#### <実証結果>

- ・ 「対象者の検索」→「事業所マスタ検索」→「登録」と簡素な処理であるため30件の対象者情報への公開先指定は、約5分程度とスムーズに進んだ。

#### <実証参加者のコメント>

- ・ 複数の居宅介護支援事業者への公開の可否などについて、実運用に向けて具体的に検討していく必要がある。



（3）市保有の介護保険情報の介護事業者側での参照

介護クラウドに登録された市の保有する介護保険情報を、本実証実験に参加の居宅介護支援事業所、介護サービス事業所に設置したパソコンの事業所アプリケーションから参照することによる効果等の実証結果を示す。

事業所評価は、実証実験終了後のアンケート調査によって参加の各事業者から回答を得た。参加者コメントは、実証実験時の質疑応答及びアンケート回答内容から、主なものを記載している。

A. 居宅介護支援事業所での実証結果

居宅介護支援事業所（4事業所）での事業所アプリケーションを用いた市保有の介護保険情報参照による効果等の実証結果を示す。

i) 居宅介護サービス計画の作成時

図表-4.1.19 i) 居宅介護サービス計画の作成時の効果の各事業所評価

効果の見通し	事業所あ	事業所い	事業所う	事業所え
a. かなりの効果が見込める				●
b. 一部分の効果が見込める	●	●	●	
c. あまり効果はない				
d. かえって煩雑である				

<実証参加者のコメント>

- ・要介護認定がいつ頃に決まるのかがオンラインで分かるため、市側に照会、確認するといった手間が省ける。
- ・要介護認定結果情報を介護クラウドで入手できるため、市役所窓口まで出向く手間も省ける。
- ・認定審査会の資料が閲覧できるため、認定調査票などから介護ニーズや一次判定などが分かり、要介護度が確定する以前にある程度サービス量の目安をつけながら、ケアプランを策定できるようになるのではないかと。

ii) 居宅介護サービス計画内容の利用者への説明時

図表-4.1.20 ii) 居宅介護サービス計画内容の利用者への説明時の効果の各事業所評価

効果の見通し	事業所あ	事業所い	事業所う	事業所え
a. かなりの効果が見込める				
b. 一部分の効果が見込める				●
c. あまり効果はない	●	●	●	
d. かえって煩雑である				

<実証参加者のコメント>

- ・計画の説明は紙ベースで行う必要があるため、あまり必要ないと思われる。
- ・端末などから利用者宅で介護情報を確認できれば、ある程度の効果は見込める。  
利用者が介護保険証を紛失（認知症の方に多いケース）したりしても、認定の内容等を家族などキーパーソンとなる人が確認できる。

iii) サービス提供実績提出、介護報酬請求時

図表-4.1.21 iii) サービス提供実績提出、介護報酬請求時の効果の各事業所評価

効果の見通し	事業所あ	事業所い	事業所う	事業所え
a. かなりの効果が見込める				
b. 一部分の効果が見込める				●
c. あまり効果はない	●	●		
d. かえって煩雑である			●	

<実証参加者のコメント>

- ・各事業所のパソコンと介護クラウドパソコンが別なので、効果は少ない。

居宅介護支援事業所の総体的な意見として、ケアプランを策定する段階では、認定情報の取得を介護クラウドで実施できることの効果はあることが示された。

ただし、ケアプラン策定以降の業務では、認定情報は事業者側のシステムにて管理されるため、対象者の状態変化などを確認するといった必要性がない限り、介護クラウドでの参照のメリットは感じられないという結果となった。

B. 介護サービス事業所での実証の結果

介護サービス事業所（5事業所）での事業所アプリケーションを用いた市保有の介護保険情報参照による効果等の実証結果を示す。

i) 利用者向けのサービス提供計画作成時

図表-4.1.22 i) 利用者向けのサービス提供計画作成時の効果の各事業所評価

効果の見通し	事業所ア	事業所イ	事業所ウ	事業所エ	事業所オ
a. かなりの効果が見込める		●	●		
b. 一部分の効果が見込める				●	●
c. あまり効果はない	●				
d. かえって煩雑である					

<実証参加者のコメント>

- ・最新の認定情報や利用者負担軽減等の状況をクラウドで確認でき本人や家族、ケアマネへ介護保険情報を照会する手間が省けるのではないかと。

ii) サービス提供実績提出、介護報酬請求時

図表-4.1.23 ii) サービス提供実績提出、介護報酬請求時画の効果の各事業所評価

効果の見通し	事業所ア	事業所イ	事業所ウ	事業所エ	事業所オ
a. かなりの効果が見込める		●			
b. 一部分の効果が見込める			●	●	
c. あまり効果はない					●
d. かえって煩雑である	●				

<実証参加者のコメント>

- ・請求事務実施時に、最新の介護保険情報を介護クラウドから確認できる。
- ・各事業所のパソコンと介護クラウドパソコンが別なので、効果は少ない。

介護サービス事業所の総体的な意見としては、居宅介護支援事業所と同様に、介護クラウドでの介護保険情報の参照による効果があることが示された。

#### 4. 1. 4 結果の考察

介護クラウドにおける行政保有の介護関連情報の活用の実証結果について考察する。

##### （1）公開管理システムによる介護クラウドへの情報登録について

今回の開発実証では、住民から本市への要介護認定申請（更新含む）があった段階で、介護サービス利用に関する本人情報の利用同意を書面で得るという方式を想定し、利用同意を得た申請者の介護保険情報を介護クラウドに登録・蓄積していくという運用とした。

公開管理システムを利用した「市保有データの介護クラウドへの登録・管理」、「介護クラウドの利用者情報の登録・管理」、「公開同意情報の登録・管理」については、職員による実証実験の結果としては特に問題はないと判断されるが、実際の運用においては、この「書面による本人同意の取得」方式は管理事務面での負荷は相当大きいと考えられる。

同意の考え方については、個人情報を含む介護保険情報などを官民でネットワーク連携する介護クラウドを導入する上で、全国的に共通する重要な論点であるため、第5章の「今後の課題と対策」にて本市の取組みを改めて整理し、報告する。

一方、今回の開発実証で構築した公開管理システムでの利用者情報登録、公開管理、介護データ登録の各機能については、地域内の介護サービス提供に係る関連職種間の関係を的確に紐付けることができ、情報連携を推進するための根幹として有用な仕組みを整備できたと考える。

今回は介護保険情報を中心とした市と民間事業者間の情報共有を支える仕組みとして立ち上げているが、今後は医療や健康、福祉、住生活などに関わる官民の幅広いサービス提供主体との連携を目指し、地域住民サービスの向上に資するための情報連携基盤として更なる拡張を図っていくことが求められる。

## （２）事業所アプリケーションでの市保有データの参照について

今回の介護クラウドでの開発実証のポイントとなる「官民でのデータ連携」を、公開管理システムと事業所アプリケーションにより「介護保険情報（資格／認定情報）」、「認定資料（主治医意見書、認定調査票、特記事項）」の参照機能として実現した。

実証実験の結果としては、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者ともに「市への認定結果取得時の来訪や問合せといった事務負担の軽減」や「介護保険情報や認定の経緯等を最新状態で共有できることでのサービス提供時の正確性向上」といった点で効果があることが示された。

一方で、他にも参照したい市の保有情報としては「世帯情報」、「世帯収入」、「本人の年金状況」、「既往歴」などといった項目が居宅介護支援事業所等から挙げられた。要介護者の在宅での生活支援に際しては、市が保有する介護以外の情報も総合的に勘案する必要性からの要望と思われる。

今回の開発実証にて、行政の保有する介護保険情報を民間事業者が参照できる仕組みを整備できたことは大きな前進である。この介護関連の分野にとどまらず、援護を要する住民に対しての包括的なサービス提供のために、様々な職種のサービス提供主体との間での情報連携の内容や方法などを具体化する取組を進めていくことが、引続き求められる。

## 4. 2 事業者間における情報連携

介護クラウドを通じて、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）と介護サービス事業者間で、対象者の介護情報等を連携・共有して活用する実証実験内容につき説明する。

### 4. 2. 1 実証の概要・目的

要介護者のサービス利用に際して起点となるケアプラン、各月の介護サービス利用に係る計画書、また介護サービス提供事業者が作成する実施サービス計画書、サービス提供実績などの情報を介護クラウドに登録、公開管理する。これによる居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）と介護サービス事業者間での連携、共有の効果に関する実証を行う。

### 4. 2. 2 実証の内容

実証実験に参加した各事業者に設置したパソコン上の事業所アプリケーションを利用し、各事業所のサービス提供対象者に関する各種の情報を介護クラウドにファイルデータで登録する。

また、公開先指定の機能によって居宅介護支援事業所が介護サービス事業所を選択することにより、同一の対象者に関するケアマネージャーとサービス事業所間で必要な情報を相互に共有し、連携する。

さらに、事業者間の情報連携を補完する仕組みとして、同一の対象者に関して広く情報交換を行う事業者間等の掲示板機能を活用する。これらにより得られる効果等を把握するための実証を行った。

#### (1) 事業所アプリケーションからの対象者データの登録

事業所アプリケーションにて、介護クラウドに登録する対象者データは、居宅介護支援事業所からの18種類、介護サービス事業所からの15種類（延べ数）のファイルデータである。

これらの登録先は、事業所アプリケーション側でディレクトリ管理しており、対象者データを登録する際には、当該データのフォルダ名を参照し、ファイルを登録する。実証対象とした各ファイル名称は、指定先フォルダ名と同様とした。

図表-4.2.1 介護クラウドに居宅介護支援事業所が登録する情報（ケアプラン）の一覧

No	ファイルの種類	登録の区分等		
		必須	指定フォルダ名	実証対象
1	ケアプラン（居宅サービス計画書） 第1表 居宅サービス計画書（1） 第2表 居宅サービス計画書（2） 第3表 週間サービス計画表	●	¥¥居宅介護サービス計画書	●
2	第6表 サービス利用票 （兼居宅サービス計画書）	●	¥¥サービス利用票	●
3	第7表 サービス利用票別表	●	¥¥サービス利用票別表	
4	サービス提供票（予定）	●	¥¥提供票（予定）	●
5	サービス提供票別表（予定）	●	¥¥提供票別表（予定）	
6	週間サービス計画表	●	¥¥週間サービス計画表	
7	介護予防サービス計画書	●	¥¥介護予防サービス計画書	●

図表-4.2.2 介護クラウドに居宅介護支援事業所が登録する情報（その他）の一覧

No	ファイルの名称	登録の区分等		
		必須	指定フォルダ名	実証対象
8	アセスメントシート		¥¥アセスメントシート	
9	フェイスシート		¥¥フェイスシート	
10	第4表 サービス担当者会議の要点	●	¥¥担当者会議要点	●
11	サービス担当者に対する照会（依頼）		¥¥担当者への照会	
12	第5表 居宅介護支援経過		¥¥居宅介護支援経過	
13	モニタリング		¥¥モニタリング（居宅支援）	
14	退院・退所情報記録書（提供書）		¥¥退院・退所記録	
15	利用者基本情報		¥¥利用者基本情報	
16	基本チェックリスト		¥¥チェックリスト	
17	介護予防支援経過記録		¥¥予防支援経過記録	
18	介護予防支援・サービス評価表		¥¥予防支援・サービス評価表	

図表-4.2.3 介護クラウドに介護サービス事業所が登録する情報の一覧

No	ファイルの名称	登録の区分等		
		必須	指定フォルダ名	実証対象
1	訪問介護計画書	●	¥¥訪問介護計画	
2	モニタリング表（訪問介護）		¥¥モニタリング（訪問介護）	
3	サービス提供票（実績）	●	¥¥提供票（実績）	●
4	訪問看護計画書	●	¥¥訪問看護計画	
5	モニタリング表（訪問看護）		¥¥モニタリング（訪問看護）	
6	サービス提供票（実績）	●	¥¥提供票（実績）	●
7	医師の指示書（訪問看護指示書）		¥¥医師の指示書（訪問看護書）	
8	医師への報告（訪問看護報告書）		¥¥医師への報告（訪問看護）	
9	通所介護計画書	●	¥¥通所介護計画	
10	バイタルチェック表		¥¥バイタルチェック表	
11	家族連絡表		¥¥家族連絡表	
12	モニタリング表（通所介護）		¥¥モニタリング（通所介護）	
13	サービス提供票（実績）	●	¥¥提供票（実績）	●
14	モニタリング表（福祉用具）		¥¥モニタリング（福祉用具）	
15	個別援助計画表（福祉用具）		¥¥個別援助計画（福祉用具）	

事業所アプリケーションでの対象者ファイルデータの取り込みは、以下の2方式を想定した。登録、参照するファイルのデータは、介護サービス職種間での記載情報の読みやすさと汎用性を重視し、帳票形式で表示可能なPDF形式とした。

今回の実証参加事業所の介護ソフトには、実証対象とした帳票データのPDFファイルの出力機能が無ったため、実証実験は紙帳票の読取りで実施した。

図表-4.2.4 介護クラウドへの対象者データの取り込み方式

No	介護事業所	取り込み	介護クラウドデータ形式
1	事業所介護ソフトからPDFファイル出力	媒体	PDF
2	事業所の紙帳票を読込み	スキャナー	PDF



(2) 事業所間での対象者データの相互参照、取得

事業所アプリケーションから居宅介護支援事業所、介護サービス事業者が介護クラウドへ登録した対象者ファイルデータは、公開一覧情報画面に表示される。目的のファイルのバーをクリックし、公開登録されたファイルデータを参照する。ファイルデータは、必要に応じて印刷やローカルドライブ保存する。

図表-4.2.5 対象者詳細の公開情報一覧画面例



図表-4.2.6 指定したファイル（サービス提供票）の表示画面例



公開先指定により、介護クラウドで居宅介護支援事業所と介護サービス事業所とが紐付けられているため、サービス提供票の授受はまとめて行う。

サービス提供票（予定）は、居宅介護支援事業所が介護サービス事業所単位に対象者データをまとめてアップロードすることで、介護サービス事業所側に送付（実際には介護サービス事業者が当該データをクラウドから取得）する。

サービス提供票（実績）も、介護サービス事業所から居宅介護支援事業所単位対象者データをまとめて送付する。

事業所アプリケーションのメニューの「事業所」をクリックし、自身と紐付けられている事業所一覧から、まとめてアップロードする対象先を選択する。

図表-4.2.7 事業所一覧の表示画面例

事業所

笠間 次郎

メニュー > 事業所

表示切替

更新

居宅介護支援

事業所検索

事業所一覧

事業所名	事業所コード	登録必須ファイル
(指定訪問介護)介護センターかさま	0871600037	
ヴィレツジかさま 通所介護事業所	0871600151	
福祉用具 ともべ	0871600433	
すずらの里 訪問介護事業所	0873200174	
すずらの里 通所介護事業所	0873200208	

事業所一覧

事業所間掲示板

ログアウト

ケアマネージャーの「笠間次郎」さんが担当する対象者のうち、「すずらの里訪問介護事業所」のサービスを利用する対象者分の「サービス提供票（予定）」のファイルデータを、事業所一覧画面からまとめて登録する。

事業所アプリケーションで取り込み済みであるが、介護クラウド側へは未登録の対象者ファイルを、メニューの「情報登録」の未登録ファイル一覧で管理する。

図表-4.2.8 未登録ファイル一覧の表示

情報登録 笠間 次郎

メニュー > 情報登録

登録操作

再読込

クラウド登録

登録フォルダ作成

登録フォルダ:  
D:¥公開情報登録

未登録ファイル一覧

ファイル名	登録先対象	データ名
アセスメントシート.pdf	青山 聡1	アセスメントシート
ケアプラン(居宅サービス計画書).pdf	青山 聡1	ケアプラン(居宅サービ
サービス担当者に対する照会(依頼).pdf	青山 聡1	サービス担当者に対す
サービス担当者会議の要点.pdf	青山 聡1	サービス担当者会議要
サービス提供票(実績).pdf	青山 聡1	サービス利用票
サービス提供票(予定).pdf	(登録対象無し)	サービス提供票(予定
サービス利用票.pdf	青山 聡1	サービス利用票
フェイスシート.pdf	青山 聡1	フェイスシート
モニタリング表(居宅介護支援).pdf	青山 聡1	モニタリング表(居宅介
介護予防サービス計画書.pdf	青山 聡1	介護予防サービス計画
基本チェックリスト(介護予防).pdf	青山 聡1	基本チェックリスト(介
加算算出表.pdf	青山 聡1	加算算出表

ファイル削除

公開情報登録      公開先指定      ログアウト

ケアマネージャーが担当する対象者ファイルを、いったん一通り取り込みしておき、登録が任意のファイルなどは、対象者の状況に応じ介護クラウドに登録するかを選択するといった運用ができる。

### （3）掲示板機能による情報連携

同一の対象者に関与するケアマネージャーとサービス事業所、市（保険者）、医療機関など各職種間で必要な情報を相互に共有し、連携する機能の1つとして事業者間での情報交換のために掲示板機能を活用する。

対象者詳細画面で「掲示板（事業所）」をクリックすると、対象者に関わる複数の職種間で情報連携を行う掲示板が表示される。

図表-4.2.9 事業所向け掲示板の画面例



事業者・市・医療機関だけが参加できる掲示板と、住民本人や家族などが照会・書き込みができる掲示板の2種類がある。

「新規投稿」ボタンをクリックし、投稿用の画面から、それぞれの掲示板に書き込みを行う。カメラで撮影した画像や動画など、掲示板にて関係者間で共有するデータをアップロードする。

図表-4.2.10 事業者向け掲示板の投稿の画面例

事業者向け掲示板 新規投稿

投稿内容

投稿内容 投稿内容を入力してください

ファイル添付1 添付するファイルを選択してください 参照 クリア  
ファイル表示名を入力してください

ファイル添付2 添付するファイルを選択してください 参照 クリア  
ファイル表示名を入力してください

ファイル添付3 添付するファイルを選択してください 参照 クリア  
ファイル表示名を入力してください

投稿 閉じる

図表-4.2.11 住民向け掲示板の投稿の画面例

住民参加掲示板 新規投稿

投稿内容

投稿内容は住民の方々にも閲覧されます  
意識して入力してください

投稿内容 投稿内容を入力してください

ファイル添付1 添付するファイルを選択してください 参照 クリア  
ファイル表示名を入力してください

ファイル添付2 添付するファイルを選択してください 参照 クリア  
ファイル表示名を入力してください

ファイル添付3 添付するファイルを選択してください 参照 クリア  
ファイル表示名を入力してください

投稿 閉じる

#### 4. 2. 3 実証の結果

4. 2. 2にて示した「対象者データの登録」、「事業所間での対象者データの相互参照、取得」、「掲示板機能による情報連携」につき、介護クラウドの事業所アプリケーション等を用いて実証を行った結果を示す。

事業所評価は、実証実験終了後のアンケート調査によって参加の各事業者から回答を得た。参加者コメントは、実証実験時の質疑応答及びアンケート回答内容から、主なものを記載している。

##### A. 居宅介護支援事業所での実証結果

居宅介護支援事業所（4事業所）での事業所アプリケーションを用いた事業者間での情報連携による効果等の実証結果を示す。

##### i) 居宅介護サービス計画に基づく介護サービス事業者等への依頼・調整の効果

図表-4.2.12 介護サービス事業者等への依頼・調整の効果の各事業所評価

効果の見通し	事業所あ	事業所い	事業所う	事業所え
a. かなりの効果が見込める				●
b. 一部分の効果が見込める	●			
c. あまり効果はない			●	
d. かえって煩雑である		●		

##### <実証参加者のコメント>

- ・それぞれの事業所に居ながら、事業所間で対象者の情報をパソコン上で共有しながら、サービス調整や打合せができる。
- ・利用者の健康状態、投薬の状況についても事前に確認・共有でき、効率よく事業者との調整が図れる。
- ・変更・差替が必要なときも、見え消しやメモ追記など紙帳票を修正、スキャンすれば、パソコン上で確認し合えて便利ではないか。
- ・作業的には、現行の電話やFAXでのやり取りの方が簡易と思われる。

ii) 計画書・サービス提供票の介護サービス事業者等への交付

図表-4.2.13 計画書・サービス提供票の介護サービス事業者等への交付の各事業所評価

効果の見通し	事業所あ	事業所い	事業所う	事業所え
a. かなりの効果が見込める				
b. 一部分の効果が見込める	●		●	●
c. あまり効果はない				
d. かえって煩雑である		●		

<実証参加者のコメント>

- ・提供票を各事業者に届ける手間が省ける。
- ・実証での運用である紙での読み込みでは、件数が多い場合は非効率である。

iii) 介護サービス事業者等からのサービス提供票実績の取得

図表-4.2.14 介護サービス事業者等からのサービス提供票実績の取得の各事業所評価

効果の見通し	事業所あ	事業所い	事業所う	事業所え
a. かなりの効果が見込める				
b. 一部分の効果が見込める		●		●
c. あまり効果はない	●		●	
d. かえって煩雑である				

<実証参加者のコメント>

- ・事業者同士で会う機会が減り、会話による情報交換が少なくなる。

B. 介護サービス事業所での実証の結果

介護サービス事業所（5事業所）での事業所アプリケーションを用いた事業者間での情報連携による効果等の実証結果を示す。

i) ケアマネ事業者等との調整、提供票等の受理

図表-4.2.15 ケアマネ事業者等との調整、提供票等の受理の効果の各事業所評価

効果の見通し	事業所ア	事業所イ	事業所ウ	事業所エ	事業所オ
a. かなりの効果が見込める	●		●		●
b. 一部分の効果が見込める		●		●	
c. あまり効果はない					
d. かえって煩雑である					

<実証参加者のコメント>

- ・電話での連絡の行き違い時などに確認（補完）ができる。
- ・身体状況の変化時など、手渡しやFAX等よりスムーズに情報共有できる。

ii) ケアマネ事業者へのサービス提供票（実績）の提出

図表- ii) ケアマネ事業者へのサービス提供票（実績）の提出の効果の各事業所評価

効果の見通し	事業所ア	事業所イ	事業所ウ	事業所エ	事業所オ
a. かなりの効果が見込める			●		●
b. 一部分の効果が見込める		●		●	
c. あまり効果はない					
d. かえって煩雑である	●				

<実証参加者のコメント>

- ・手渡しやFAXが多いので、クラウド経由で提出すれば事務量は減りそう。
- ・全事業所がクラウド利用している訳ではないため、二重管理になる。
- ・実績提出時にケアマネを訪問して対面で話をしたい。提供票や実績の提出の際にかかる時間は短縮されるが、顔を合わせる機会は減ってしまう。

居宅介護支援事業所、介護サービス事業所の総体的な意見として、介護クラウド上で対象者のデータを事業所間で共有・情報連携する効果があると示された。

また、提供票の対面での提出時などの相互の情報交換の機会が減るといった点に対し、対象者に関するケア情報を事業所・職種間で柔軟に共有する掲示板機能で補完できることも、介護クラウドの効果として見込める。



#### 4. 2. 4 結果の考察

介護クラウドにおける事業者間における情報連携の実証結果について考察する。

##### (1) 介護サービスの現場で発生するデータの連携

介護事業所間での対象者データの相互参照、取得について、今回の実証実験は介護保険の事務処理としてやり取りされる情報（ケアプラン、サービス提供票など）の対象者データファイルを中心として実施した。

一方、対象者へのサービスに携わる各職種が介護現場で日々把握している情報（デイサービス等でのバイタルチェックの情報など）も共有したいというニーズがある。多忙な介護現場での情報共有を促進するためには、計測器から情報端末へのバイタルデータの取得といった効率的なインタフェースなども検討していくことが求められる。

今回の開発実証で構築した介護クラウドでは、公開管理システムによる対象者データへのアクセス制御が実現され、職種間での情報連携の基盤となる仕組みとして掲示板機能などを実装している。対象者個人のプライバシーやセキュリティ面には十分な配慮をしつつ、各職種間での連携に必要とされるデータを取り扱うための機能拡張などを検討していく。

また、今後在宅での医療と介護の連携が強化される中で、在宅診療を担当する医師との情報連携を推進していく必要がある。採血情報や診療時の患者の画像・写真などを、介護クラウドを用いて共有していくことができれば効果的と考えられる。

さらに、訪問診療・訪問看護での情報連携においては、近隣市町村の医療機関の医師との連携も発生するため、介護クラウドの利用を近隣の医療リソースなどに拡張していくことも検討していく必要がある。

## （２）民間事業所間でのデータ連携における標準化

本市では、要介護者に関わる事業者間での共有が必要な情報を、セキュリティが確保されたシステム上で相互に活用できることで、職種間での連携に役立つといった仮説から、複数の事業所、職種から様式の異なるデータを幅広く受け付けるため、介護クラウドではファイルデータや画像データで登録することとした。

今回の介護クラウドの開発実証での事業者間の情報連携も、介護保険の職種間で慣れ親しんだ様式かつ汎用的な形式で情報をやり取りすることを重視し、介護クラウド用のパソコンからファイルデータ（PDF形式）で登録、公開管理、参照、取得する方式で実施したが、この方式は各事業所側のシステムと介護クラウドシステムの連動性において課題を残した。

各事業者の保有する対象者情報は、それぞれの事業者システムの仕様で電子的に取り扱われているが、この電子データを介護クラウドにて各事業者間で確実に連携させるためには、医療や介護、福祉他の各制度の法定帳票等に即したデータ項目や形式の標準化が必要となる。

この標準化の動向については、在宅医療と介護の連携における情報システム利用に関するガイドライン検討委員会や、JAHIS（保健医療福祉情報システム工業会）などでの先進的な取組を注視しつつ、本市での介護クラウドの実運用に向けた民間事業者間での情報連携方式等の具体検討に反映していく。

## （３）地域における最適な介護サービスの運営管理

介護クラウドには、居宅介護支援事業所からのケアプランやサービス担当者会議の情報、介護サービス事業者の個別サービス計画、サービス提供実績情報などが蓄積される。これらの情報は、今後重要度が増していくケアカンファレンスにおける対象者へのサービスのあり方などを検討していく上で、重要な共有情報となる。

また、介護保険事業計画等での今後の新たなサービス企画立案への有益な情報にもなる。様々な介護リソースによるケアの事例などが集積から知識・知見を見出し、地域内での介護サービスの需給バランスの最適化や、保険者としての給付適正化などの推進に活用できるものとする。

## 4. 3 高齢者関連データの多面的な共有と活用

地域での高齢者の在宅生活の継続支援や介護予防などの分野で、介護クラウドを利活用する観点での実証実験内容につき説明する。

### 4. 3. 1 実証の概要・目的

本市が民間と連携し取り組んでいる「地域見守り情報連携」、「薬に関する情報連携」、「救急搬送時の情報連携」、「健診結果の情報連携」について、介護クラウドを利活用する観点での実証を行う。

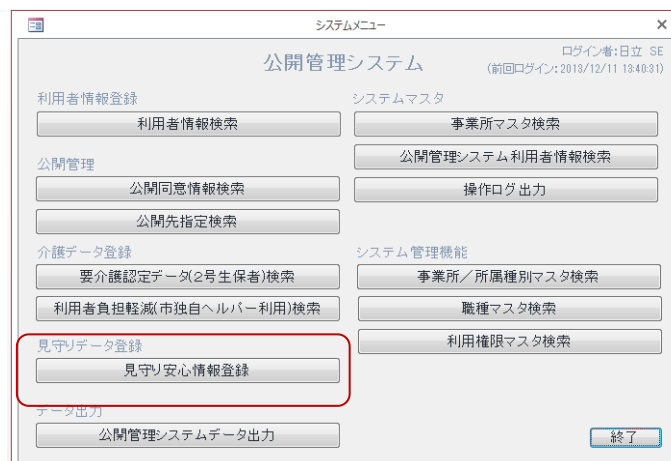
### 4. 3. 2 実証の内容

介護クラウドの公開管理システム、事業者アプリケーション、携帯端末アプリケーション、情報提供システムの機能等を活用して「見守り安心情報」、「投薬情報」、「健診情報」といった高齢者に関連する多面的なデータを介護クラウドに登録し、対象者本人や医療や救急などの関係機関が参照することによる効果等の実証を行った。なお、実証実験は全てダミーデータを用いて実施している。

#### (1) 見守り安心情報の登録

本市の地域包括支援センターにて独居の高齢者などに関する情報を整理した「見守り支援票」、「救急情報」を管理している。これらを公開管理システムの「見守りデータ登録」から見守り安心情報として介護クラウドに登録する。

図表-4. 3. 1 見守り安心情報登録の画面



## （２）投薬情報の登録

薬の処方時に、医療機関から対象者経由で入手する「処方箋」と処方した薬の内容に関する「薬剤情報（おくすり情報）」の２種類を、調剤薬局が投薬情報のファイルとして登録する。

事業者アプリケーションのファイル登録機能から介護クラウドにPDF形式で登録し、対象者に関する介護事業者などに公開する。

図表-4.3.2 介護クラウドに調剤薬局が登録する情報の一覧

No	ファイルの名称	登録の区分等		
		指定フォルダ名 ※		実証対象
1	処方箋	¥¥投薬情報	¥¥処方箋	●
2	薬剤情報		¥¥薬剤情報	●

※対象者につき「処方箋」、「薬剤情報」は1セットであるため、1つのPDFファイルに統合した「¥¥投薬情報」としての登録も可能とした。

## （３）健診結果情報の登録

地域住民の在宅生活の継続支援に際し、介護クラウドの公開管理機能を用いて対象者の健康結果情報を登録、公開することで、対象者自身での健康増進・維持や、医療や救急に携わる各職種・事業者との共有による効果が期待できる。

公開管理システムでの公開同意の取得等により、本市の健康管理システムから対象者の健診結果情報がDBレコードとして介護クラウドに登録される。（介護保険システムからの介護保険情報の登録と同様。）

## （４）高齢者関連データの事業所アプリケーションからの参照

介護クラウドに登録された「（１）見守り安心情報」、「（２）投薬情報」、「（３）健診結果情報」の高齢者関連データを、事業所アプリケーションで医療機関や介護事業者等が参照する。

① 投薬情報

対象者詳細一覧画面左側の「投薬情報」のボタンから投薬情報を参照する。

図表-4.3.3 投薬情報（処方箋）の照会画面

図表-4.3.4 投薬情報（薬剤情報）の照会画面

No.	なまえ、効能・効果	のしかた	色・形、記号	注意事項
1	ユーエフティ 病的な細胞を抑えます	朝 1 錠 夕 1 錠 全2錠 朝食後 14日分 1日2回上記量		◆消化器症状、ひどい下痢や発熱、口内炎、めまい、ふらつき、息切れ、体がだるい、黄疸等の気になる症状が現れた時は、医師か薬剤師にご相談して下さい。
2	オキシコドン錠10mg 強い痛みを和らげる薬です	朝 1 錠 夕 1 錠 全2錠 毎食後 14日分 1日2回上記量		◆飲みあわせに注意が必要な薬があります。他の医療機関で診察を受けたり、薬局で薬を購入する際には、この文章を見せて下さい。

② 健診結果情報

対象者詳細一覧画面左側の「健診情報」のボタンから投薬情報を参照する。

図表-4.3.5 健診結果情報の照会画面

健康診査結果		閉じる				
項目	基準値	H25.11.15	H24.08.13	H24.01.13	H21.09.03	
身体計測	身長(cm)		150.1	150.1	150.3	149.7
	体重(kg)		41.6	40.3	40.5	41.1
	BMI(kg/m <sup>2</sup> )	18.5~24.9(標準は22)	18.4	17.9	17.9	18.3
	腹囲(cm)	89.9cm以下				
血圧等	収縮期血圧(mmHg)	129mmHg以下	91	93	98	94
	拡張期血圧(mmHg)	84mmHg以下	57	54	61	61
	採血時間(食後)		食後10時間	食後10時間	食後10時間	食後10時間
脂質	中性脂肪(トリグリセリド)(mg/dl)	149mg/dl以下	30	44	28	74
	HDLコレステロール(mg/dl)	40mg/dl以上	68	66	68	71
	LDLコレステロール(mg/dl)	119mg/dl以下	132			
肝機能	GOT(AST)(U/l)	30U/l以下				
	GPT(ALT)(U/l)	30U/l以下				
	γ-GT(γ-GTP)(U/l)	50U/l以下				

今回の実証実験では、以下の健診結果情報のダミーデータを登録し、参照した。

図表-4.3.6 健診結果(健康診査)の項目

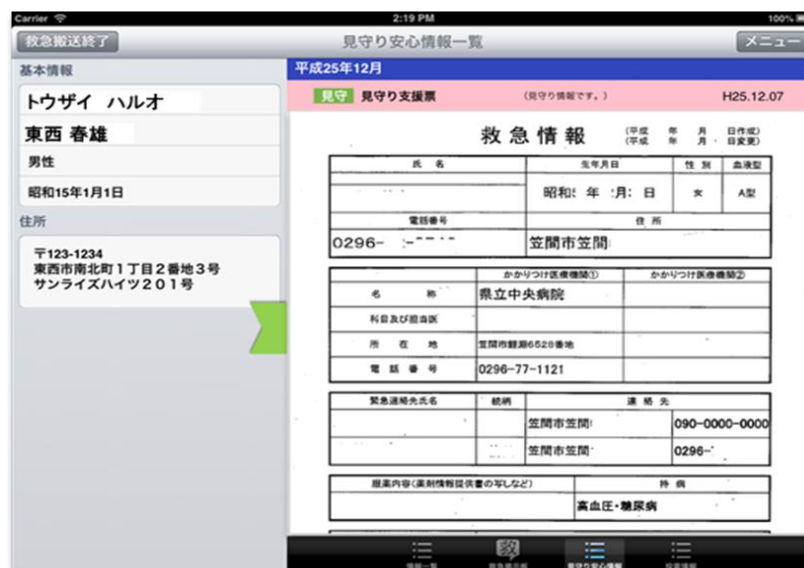
No	健診項目	No	健診項目
1	計測	22	腎機能
2		23	
3		24	
4		25	
5		26	血液
6	尿	27	
7		28	
8		29	
9		血圧	
10	31		
11	脂質	32	
12		33	
13		34	
14		35	
15	肝機能	36	血糖
16		37	
17		38	
18	膵機能	39	
19		40	(診断所見 2)
20		41	(診断所見 3)
21		42	(診断所見 4)

(5) 救急搬送時の携帯端末アプリケーションからの参照

介護クラウドに登録された「(1) 見守り安心情報」、「(2) 投薬情報」、「(3) 健診結果情報」の高齢者関連データを、救急搬送などの緊急時に、携帯端末アプリケーションから救急隊員等が参照する。

① 介護クラウド登録情報の参照

図表-4.3.7 見守り安心情報（見守り支援票、救急情報）の照会画面例



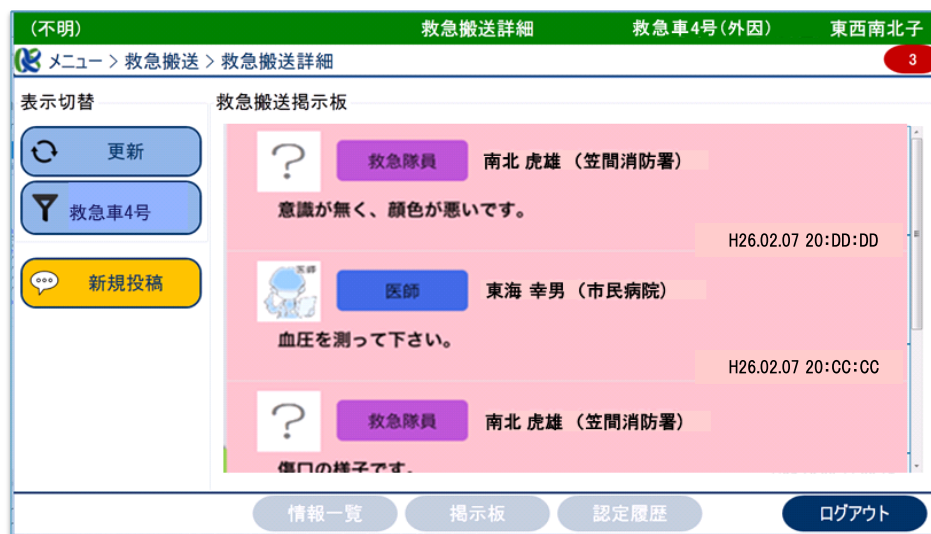
② 掲示板による搬送先医療機関との情報連携

事業者アプリケーションの掲示板と同様の機能を持つ。搬送時に患者の状態の画像データなどを登録し、搬送先の医療機関と情報連携する。

図表-4.3.8 緊急搬送掲示板の画面例（携帯端末；救急搬送側）



図表-4.3.9 緊急搬送掲示板の画面例（事業所アプリ；医療機関側）





(6) 情報提供システムからの対象者情報の参照

介護クラウドの公開管理システムで、住民利用者として情報登録された対象者本人やその家族が、対象者の介護情報、健診結果情報を情報提供システムの Web 画面から参照し、介護事業所との連携による掲示板（住民向け）を利用する。

図表-4.3.10 情報提供システムでの健診結果情報の参照画面

健康診断結果情報参照画面

項目	基準値	2013/04/01	2012/06/24	2011/06/18	2010/08/15	2009/06/01
身長(cm)		171.5	171.6	171.5	171.6	171.6
体重(kg)		72.5	68.9	66.9	65.9	64.9
肥満度		ふとりきみ	ふとりきみ	ふつつ	ふつつ	ふつつ
体格指数(BMI) (kg/m <sup>2</sup> )	18.5~24.9 (標準は22)	24.7	23.4	22.7	22.3	22.0
収縮期血圧 (mmHg)	129以下	121	106	96	96	98
拡張期血圧 (mmHg)	84以下	67	46	53	63	67
白血球数 (/mm <sup>3</sup> )	3500~ 9800	7400.00	6000.00	7800.00	5600.00	6000.00
赤血球数 (/mm <sup>3</sup> )	410~530	469.00	451.00	445.00	416.00	441.00
血色素量(ヘモグロビン値) (g/dl)	13.1以上	15.10	14.40	13.90	13.00	13.80
ヘマトクリット値 (%)	38.0~52.0	43.70	41.80	41.10	39.20	41.30

図表-4.3.11 情報提供システムでの掲示板（住民）の投稿画面

掲示板(投稿)

文章を入力後、「内容確認」ボタンを押してください。  
画像やドキュメントを添付する場合は、「参照」を押してファイルを選択してください。

添付ファイル1  
ファイル名:  参照 クリア  
表示名:

添付ファイル2  
ファイル名:  参照 クリア  
表示名:

添付ファイル3  
ファイル名:  参照 クリア  
表示名:

内容確認 戻る

#### 4. 3. 3 実証の結果

実証に参加の各関係機関にて、システム操作による実証実験を行った際の質疑応答時の意見等から、高齢者に関連する多面的なデータを介護クラウドで利活用する観点での効果等についての実証結果を記す。

##### (1) 投薬情報の登録、参照

投薬情報登録の実証を行った際の調剤薬局の意見、介護クラウドからのデータ参照の実証を行った際の介護事業者からの意見を元に、実証の結果を整理する。

##### ① 調剤薬局での投薬情報の登録等について

介護・健診クラウドシステムへの処方箋・薬剤情報の登録により、本市の高齢者への投薬・服薬管理等に関して、どの程度の効果が見込めるという点に関しては「救急搬送など緊急時に正確な情報を即時に得ることにつながるため、部分的ではあるが効果はある。」とのコメントがあった。

この処方箋・薬剤情報以外に、介護クラウドに載せていくと効果的と思われる情報としては「自宅以外の緊急連絡先・家族の電話番号（見守り支援情報と同様と思われる）」、「アレルギー有無・既往歴・他科受診、喫煙、飲酒、運転の習慣」、「服用中の薬剤との併用禁忌の薬剤情報」が挙げられた。

介護クラウドの利活用の観点では、薬剤師が在宅患者訪問時に介護クラウドを利用することで、服薬指導をより充実できるのではとの意見があった。また調剤した薬剤の服用状況・残薬の有無などが対象者からのフィードバック情報としてクラウドに登録され、確認できるようになれば、調剤薬局は単なる情報を提供元ではなく介護クラウドを活用先となり、地域での有効な服薬指導につながるのとのことである。

投薬情報の実運用に向けては、介護事業者間での情報連携と同様に、処方箋・薬剤情報をスキャナー読み取り以外に、薬局の事務に利用している薬事レセコンなどからデータ抽出できるとスムーズにいくのではとのコメントがあった。

##### ② 介護事業所での投薬情報の参照について

実証に参加した通所介護事業所にて、デイサービスにおいて服薬の支援をする際に、サービス利用者がお薬情報を忘れた場合などに、介護クラウドで薬剤情報が参照できれば、現場での的確な服薬につながるといった意見があった。

その際は、薬剤の同一性を確認しやすい観点から、カラーで表示されると良い

とのことである。

## （２） 救急搬送時等の医療リソースによる高齢者関連データの利活用

高齢者関連データの登録、参照による介護クラウドの利活用の観点で、救急搬送時のデータ参照の実証を行った際の、県立中央病院ドクター、救急センターの救急隊員からの意見を元に、実証の結果を整理する。

### ① 見守り支援情報、投薬情報、健診結果情報の活用について

健診結果情報の「血糖値」や、見守り支援情報の「救急情報」から把握できる「低血糖既往あり」といった情報は重要なので、活用を図るべきであるとの意見があった。

ただし、救急現場では、患者情報の取り違いがないように大変気を使っているため、安易にクラウド上の情報と患者の同定はせず「氏名不詳」として扱うなど、利活用には十分に留意する必要があるとの見解が示された。

- ・患者の検索と特定は氏名だけでは不十分であり、生年月日や住所などが複数合致して初めて、本人と判断する。救急搬送で時間のない中で、氏名検索で1件のみヒットした場合など、本人と思い込んでしまう危険性もある。
- ・また、ある家で倒れている人が、その住民であるという思い込みも危険。独居での意識障害の場合などは判定が困難である。

医師は個人情報保護法、医師法の2法で患者のプライバシーを守らなくてはならないので、運用に際しては慎重に対処するとの意見が挙げられた。

また、今回のクラウドに見守り支援情報の登録がある要介護状態の対象者（約500人程度）以外にも、精神疾患・知的障害・難病患者といった市民については、連絡先を得にくいいため、見守り支援情報の整備を図るべきとの意見があった。

### ② 掲示板機能について

上記の観点で「氏名不詳」とした場合でも掲示板機能は有効であり、クラウドの具体運用や個人情報の取扱いルールの詳細が決まる前にでも、すぐに利用したいとの意見があった。

胃ろうや気管切開の自己抜去で救急搬送される患者は多く、抜けた患部を救急隊がタブレットで撮影し、写真を医師に送信、閲覧するといった一連の掲示板機

能により即時に情報を共有し、予め状態を確認できるのはとても効果があるとの見解が示された。

また、救急搬送が終了すると掲示板でのやり取りの情報は削除される仕様とのことだが、救急搬送時の対応の振り返りなども必要なため、2週間～1か月の保存、又はファイル出力の要望も挙げられた。

### （3）住民（要介護者家族）

今回の実証では、介護経験のある職員が住民利用者の立場で、情報提供システムのメニューから、介護認定情報、介護サービス情報、健診情報のダミーデータの参照と、掲示板への模擬的な投稿を一通り行うといった範囲での実証にとどまった。

同居（もしくは近所に居住）している介護家族の立場からは、要介護者への日々の介護サービス情報は、連絡ノートなどで各サービス事業者と共有できるため、あまり効果はないのではないか、といった意見があった。

その一方で、実証に参加した居宅介護支援事業所にてケアマネジメントを担当している要介護者のケースでは、都内や近県など遠隔地で離れて暮らしている家族から、この情報提供システム（特に掲示板）を利用し、対象者の日々の状況等についてケアマネージャーや介護事業者と情報共有や意見交換をしたいというニーズが既に数件あるとのコメントがあった。

独居の要介護者へのサービス提供に際して、遠地等家族との密な情報交換は重要であり、介護クラウドの利活用に際して、情報提供システムの有効性を示すものであると認識している。

#### 4. 3. 4 結果の考察

介護クラウドにおける高齢者関連データの多面的な共有と活用に関しての実証結果について考察する。

##### （1）広範な地域リソースによる見守り

高齢者や要介護者のデータをクラウド上で共有する端的なメリットは、様々な関係者と情報をやり取りできることである。中でも公開管理の仕組みで参加者が的確に管理される掲示板機能は、今後も応用の余地が多々あると思われる。

特に、医療依存度の高い介護サービス利用者や、独居や高齢者のみの世帯等、定期的な連絡調整や見守りが必要な対象者については、掲示板機能の拡張（近隣の住民などを交えたワークグループでの掲示板による情報交換や対応指示、画像、サマリ、疾病情報のやり取り）などにより、幅広く地域のリソースを巻き込んでいくことが有効な取組となると考える。

##### （2）医療機関保有情報との更なる連携

高齢期における多面的なデータ連携として、ターミナルケア対象者等のDNR（蘇生措置拒否）も有効な項目になると考える。病院の電子カルテなどに登録・管理されている患者の蘇生処置拒否の情報と連携し、救急搬送時に適正に確認できるように拡張を図ることで、医療措置をどこまで行うかの患者本人の意思表示を反映することにつながる。

また、病状の急変などで人工呼吸器や胃瘻の選択を求められた場合などにおいても、本人意思を尊重できる。

運用の具体検討においては、個人情報保護に対しては最大限の配慮を図りつつ、DNR指示に関しての本人及び家族への確認を定期的にフォローするなどの仕組みも求められると考える。

（3）対象者に係る地域リソースのリレーション参照について

介護クラウドでの「利用者情報管理」、「公開先管理」の機能を応用し、対象者に関する地域リソース（ケアマネージャー、医療機関、介護サービス事業者など）が、システム画面等で一覧表示できるような情報提供サービスへの拡張も期待される。

地域で要介護高齢者や独居の高齢者を見守る民生委員や近隣住民から緊急時の連絡に対し、介護クラウドで対象者を検索し、関係リソースを即時で案内することにつながるものとする。

## 第5章 今後の課題及び対策

ここでは、本開発実証事業で構築した介護クラウドの普及等に資するため、本市における実運用に向けての検討内容と、他団体での利用・導入に際してのガイド案について整理する。

### 5. 1 介護クラウド実運用に向けた本市での検討内容

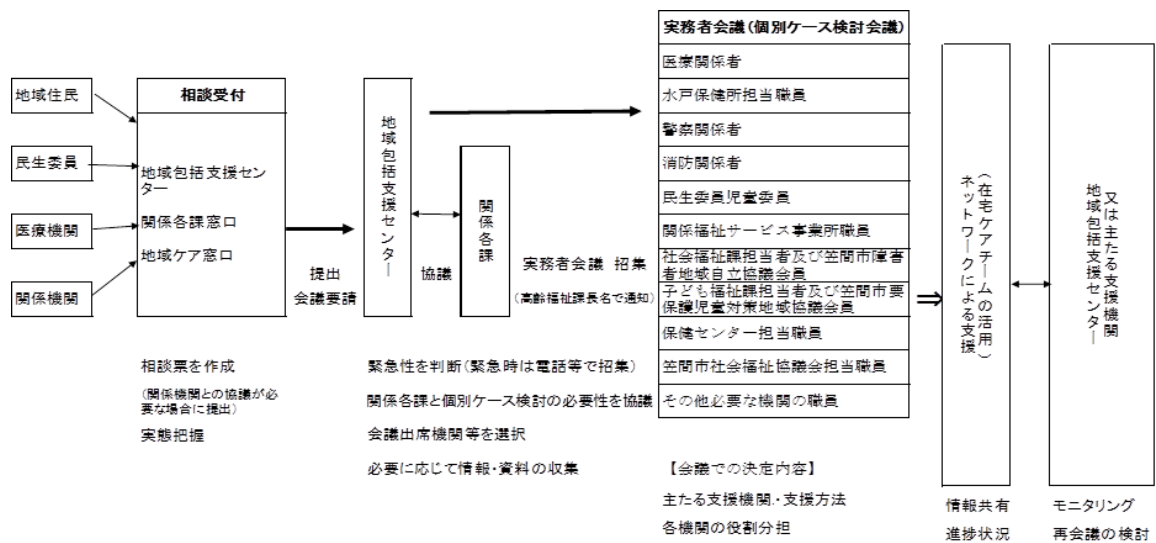
4章までに示したように、今回開発実証した介護クラウドは高齢期における地域での安心・安全な生活を支えるネットワークシステム基盤として有用である。この介護クラウドの仕組みを実用化することは、

- ・できる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳を持って、自分らしい生活を送りたいといった本来的な住民ニーズ
- ・医療・介護サービス・介護予防・見守り等生活支援・住環境整備等が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を2025年までに構築するという厚生労働省等の政策への中長期的な対応
- ・在宅医療・介護連携を進めるために、医療関係職種と介護支援専門員、介護関係職種といった多職種間の連携を実現する上でICTを活用し、必要な情報を相互に共有するための環境整備の推進

といった自治体共通の取組課題の解決に資するものと考えている。

また本市は本年度（平成25年度）に、在宅の高齢者等の見守りを実施することで、高齢者等が家族や地域社会から孤立することを防止し、日常生活における問題を早期に発見することで、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを目的として地域包括支援センターを中心として、関係機関、協力機関、地域住民等との連携による「笠間市地域包括ケアシステムネットワーク」を構築している。

図表-5.1 笠間市地域包括ケアシステムネットワーク



こういった背景から、本市では本開発実証実験で構築した介護クラウドシステムを「笠間市介護健診ネットワークシステム」として実用化し、「笠間市地域包括ケアシステムネットワーク」の推進基盤とすることとした。平成26年度に全市民そして医療・介護の全関係機関を対象とした本格運用を目指している。

介護健診ネットワークシステムとしての本格的な運用に向け、協議会を通じて本市が検討してきた課題と対策案の内容等を示す。

### 5. 1. 1 実用化に向けた運用面での課題と対策

#### (1) 情報公開審査会への諮問

今回の開発実証実験はテストデータを用いて実施したが、介護健診ネットワークの本格的な運用に向けて、個人情報を含む実際のデータを用いた実運用試験を実施する必要がある。この実運用試験は、本市の既存基幹系ネットワークと、介護健診ネットワークとを接続して情報のやり取りを行うことになる。

これは笠間市個人情報保護条例における「外部ネットワークの接続規定」に該当することから、外部ネットワークの接続について、情報公開審査会へ諮問し、意見を求めた。その内容を以下に示す。



図表-5.2 笠間市情報公開審査会への諮問と答申

諮問	笠間市既存システムと連携基盤プラットフォームを経由した介護健診ネットワークシステムとの結合について
答申	<p>第1 審査の結論</p> <p>「地域経営型包括支援クラウドモデル開発実証事業」の実施のため、笠間市の既存のネットワークシステムと連携基盤プラットフォームを経由して介護健診ネットワークシステムとを結合することについては、適当と認める。</p>
	<p>第2 諮問する根拠</p> <p>笠間市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第10条の規定により、実施機関は、個人情報処理のため、実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合（以下「オンライン結合」という。）は原則として禁止されています。ただし、条例第10条ただし書きの規定により、「公益上の必要があり、相手方が個人情報の保護に関し必要な措置を講じている場合であって、実施機関が、審査会の意見を聴いて特に必要と認めるとき」には、例外的に結合が認められます。</p> <p>今回の「地域経営型包括支援クラウドモデル開発実証事業」の実施のため、実施機関たる笠間市と、実施機関以外のものとのオンライン結合が必要となることから、条例第10条ただし書きに該当するか否かを確認するため、審査会に諮問するものであります。</p>
	<p>第3 実施機関の主張主旨</p> <p>総務省の推進する「地域経営型包括支援クラウドモデル開発実証事業」の実施のため、全国より、笠間市を含む6団体が選出され、特に、笠間市は6団体の代表としての「連携基盤プラットフォームシステム」と、笠間市単独の「介護健診ネットワークシステム」を構築する実証実験を、国から直接委託を受けて実施します。</p> <p>今回の諮問は、今後、個人情報を含む実際の情報を用いて実運用試験を行う中で、連携基盤プラットフォームを経由して、市の既存のネットワークシステムと介護健診ネットワークシステムとが接続されるため、オンライン結合が生じることによるものです。</p> <p>(1) 「連携基盤プラットフォームシステム」の安全性</p> <p>まず、笠間市側のデータセンタとの接続は、専用回線と同等の信頼性及び安定性を確保したIP-VPN線で行い、この回線を経由した外部からの侵入を防ぎます。</p> <p>また、笠間市の既存システム内に「公開管理サーバ」を設置します。「連携基盤プラットフォームシステム」との接続は、このサーバ経由でのみ行い、直接の接続は行いません。</p> <p>さらに、笠間市の既存システムと「連携基盤プラットフォームシステム」との間の住民情報のやり取りに際しては、それぞれのシステム経路に複数のファイアウォールを設置し、許可された情報のみが通過します。</p> <p>(2) 「介護健診ネットワークシステム」の安全性</p> <p>まず、システムそのものの安全対策として、外部とのインターネット接続については、侵入検知機能やウイルス検知機能など高セキュリティ機能を搭載したファイアウォールを設置します。</p> <p>また、介護健診ネットワークシステムのサーバは、ウェブのサーバと分離し、独立</p>

<p>したネットワーク領域に設置することで、不正侵入の防止を図ります。</p> <p>さらに、民間事業者等が介護健診ネットワークシステムに接続する際には、システムの立ち上げ時に生体認証（指静脈）による本人確認、個別のログイン時にはID及びパスワードの入力、マトリックス認証を行い、情報取得を許可された者以外のアクセスを防止します。</p> <p>加えて、住民や家族等の情報提供システムを利用する際には、SSL通信により安全性を確保します。また、民間事業者や医療機関がシステムを利用する際は、SSL通信に独自の暗号化を加えた二重暗号化により安全性を確保します。</p> <p>（３）人的エラーに対する安全性</p> <p>今回の実運用試験につきましては、限られた期間、限られた対象者について、市の指示に基づき作業をしていただくもので、作業中のみ接続を行うものです。</p> <p>以上のことから、オンラインの結合については問題が無いと考えるものであり、諮問するものであります。</p>
<p>４ 審査会の判断</p> <p>諮問のあった「地域経営型包括支援クラウドモデル開発実証事業」の実施のため、笠間市の既存のネットワークシステムと連携基盤プラットフォームを經由して介護健診ネットワークシステムとを結合することについては、個人情報の保護につき適切な措置を定めていることから、条例第10条ただし書きに該当するものと判断する。ただし、今後「地域経営型包括支援クラウドモデル開発実証事業」の本格運用に際しては、国の方針等を十分に勘案した条例の制定、分かりやすいパンフレットの作成など、適切な対応となるよう努めること。</p> <p>また、DV被害者、難病患者等社会的弱者の個人情報に対する処理及びアクセスログの管理については、適切な取扱いとなるよう今後の本格実施に向けて整備及び検討を進めること。</p>

本答申では「地域経営型包括支援クラウドモデル開発実証事業」の実施において市の既存のネットワークシステムと介護健診ネットワークとの結合は、適当であるとされた。また今後の本格運用に対しても「国の方針等を十分に勘案した条例の制定」などの整備、「分かりやすいパンフレットの作成」といった住民や関係者への周知、「DV被害者、難病患者等社会的弱者の個人情報に対する処理及びアクセスログの管理」といった個人情報保護への更なる対策など、実用に向けての具体的な意見が示された。

個人情報保護への適切かつ十分な措置を条件に、介護健診ネットワークの公益上の必要性が審査会でも認められたことから、引続き本格運用の準備を進めていく。

（２）個人情報利用に関する参加者同意の取扱いの検討

個人情報は目的外使用と外部提供はできないが、例外として「本人の同意がある場合」、「黙示の同意（包括同意）がある場合」、「法令の定める場合」などがある。

今回の開発実証したシステムでは、書面による「本人の同意」を取得して個人情報を利用するという運用方式を想定しテストデータでの実証を行った。個人情報を含む実際のデータを用いた介護健診ネットワークの実運用試験も、この方式で実施している。

書面での「本人の同意」を取得する方式の特徴を以下にまとめる。

図表-5.3 書面での「本人の同意」を取得する方式の概要

分類	市から事業者への提供について、文書によりより同意を取る
主旨	個人情報の提供については本人の同意が必要なので（「笠間市個人情報保護条例」第9条第1項）、 <u>対象者全員の同意を取得する</u>
必要な措置・課題等	介護保険等の申請時に、市の窓口において本人の同意を取得する。 【同意取得方法】 1) 当クラウドシステムに個人情報を掲載すること、利用目的、介護・医療事業者提供する旨等を申請書に予め記載する （紙面のスペースによっては別紙になることもあり得る） 2) 申請書には、“上記にご同意いただければ申請書にご記入下さい”という趣旨を記載しておく。
メリット	「笠間市個人情報保護条例」に基づく手順であるため、 <u>法的な問題は無い</u> 。
デメリット（問題点）	・市の窓口における <u>業務量増大</u> （問合せ対応を含め）。 ・明示事項を読むのを <u>面倒がる市民も多い</u> のではないかと。 ・ <u>読まないで、同意した覚えはないというクレームの発生</u> 。 →詳細の別紙配布も必要か。

参加者同意の取得における本方式のデメリットについては、「管理運営側の事務的な負荷が大きく、実運用は厳しいのではないかと」といった公開管理システムの実証実験での職員のコメントや、協議会の複数の有識者からも「本人の同意の取得、管理といったプロセスは実際には機能しないケースが多い」といった意見が挙げられた。

これらの結果から、対象者数が多くなる介護健診ネットワークの本格運用に向けては、書面による「本人の同意」を取得する以外の「黙示の同意手法」、「法令の定める場合」による参加者同意の取扱いについて検討した。

● 黙示の同意（包括同意）

図表-5.4 「黙示の同意（包括）」の概要

分類	市から事業者への提供について、包括同意（黙示の同意）により同意を取る
主旨	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に定める「包括同意」により同意を取る
必要な措置・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要事項を盛り込んだ文書を市内各戸に送付する。</li> <li>・ 上記の内容を市のホームページに掲載する。</li> <li>・ 市役所窓口及び事業所に上記内容のポスターを掲示する。</li> </ul> <p>【必要事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 第三者提供を利用目的とすること</li> <li>2) 第三者提供される個人データの項目</li> <li>3) 第三者への提供の手段又は方法</li> <li>4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者提供を停止すること</li> </ol>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市及び市民双方にとって煩雑さから解放され、合理的な方法である</li> <li>・ 送付文書によって当クラウドシステムの意義について十分理解できる。</li> </ul>
デメリット（問題点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「個人情報保護法」第23条は、民間事業者を対象とする規定であり、市が適用するには条例化が必要（「笠間市個人情報保護条例」第9条の改正又は、介護健診ネットワーク条例の制定）</li> </ul>

（参考）人の生命・身体・健康又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない認められるときは、提供や目的外利用について、本人の同意は必要無い（「笠間市個人情報保護条例」第9条第2項(4)）。

黙示の同意では、「個人情報保護法」第23条2項（オプトアウト）の考え方（同意を得ないで第三者提供するが、本人の求めがあれば第三者提供を停止する）を、市にも適用するといった方式も考えられる。

この方式は、既に第三者提供された情報等を探し出し、引き上げるなどの作業が生じる可能性があることから、事務の面では「本人の同意を取得する」方式と同様に負荷が高くなるものと思われる。

●法令に定める場合

図表-5.5 「法令に定める場合」の概要

分類	法令に基づくことなので、同意を取る必要がない
主旨	「笠間市個人情報保護条例」第9条第2項の(2)“法令に定める場合”であるため、同意を得ずに第三者提供できる。
必要な措置・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護保険法」第5条第3項：国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防・・・（中略）・・・のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。</li> <li>【その他】</li> <li>・「日本国憲法」第25条</li> <li>・「地方自治法」第1条の2</li> <li>・「医師法」第1条</li> <li>・「医療法」第1条の2第1項</li> </ul>
メリット	当クラウドシステム事業は、市民の健康維持・増進に寄与するものであり、法令に基づく市の責務をより高いレベルで全うするために必要な事業であるとの説明を行うことで、市民の理解は得られやすいのではないかと見られる。ただし、文書送付やホームページ等での広報活動は十分行うことが望ましい。
デメリット（問題点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当クラウドシステムと法令との直接的な関連は薄いと見られる。</li> <li>・市民からのクレームが予想される。</li> </ul>

介護健診ネットワークは、各法の趣旨に合致した内容であるが、個人情報の外部提供や本事業の意義を文書によって市民に十分理解いただいた上で実施すべきである。

これらの検討から、介護健診ネットワークの本格運用に向けては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に則り、「黙示の同意（包括同意）」による手法を第一案として進めることとした。

### （3）広域での運用についての検討

医療・介護の現場では、患者や要介護者は、市町村の境界を越えて他市町村の医療や介護サービスを受けている。訪問看護ステーションでの実証実験において「訪問診療に来ている隣接市の医師とも連携ができると効果がある」といったコメントがあったように、実際の患者や要介護者のサービス実態に即した、広域での連携を実現することが求められる。

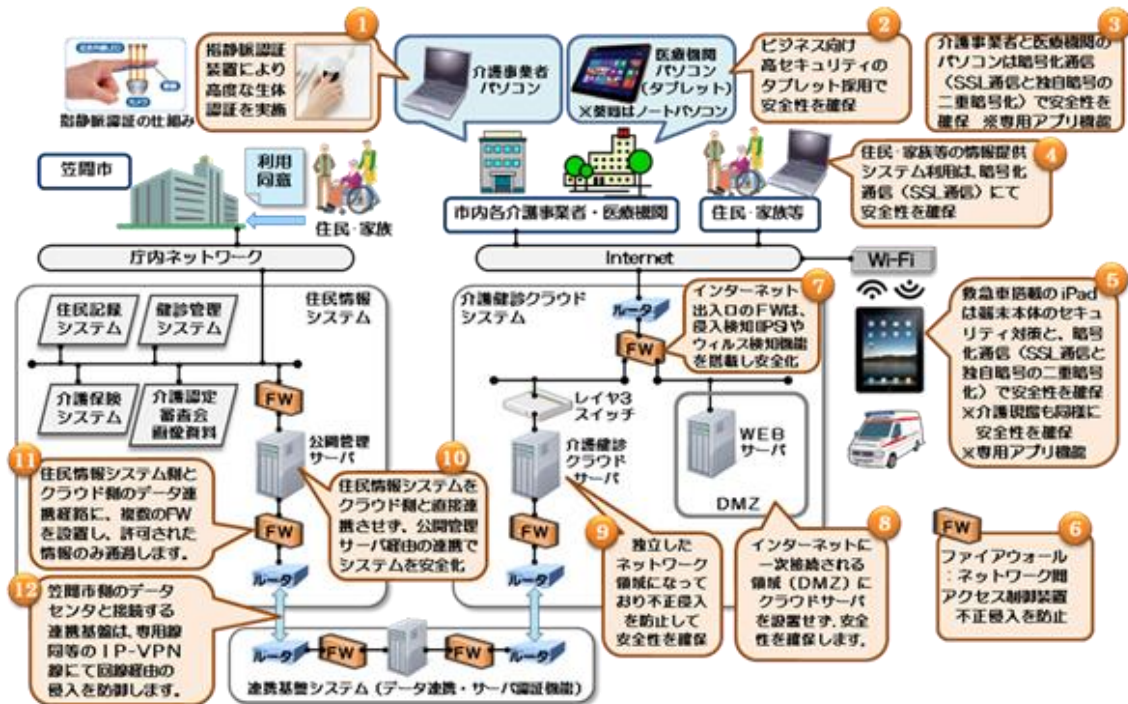
地域全体での医療・介護サービスの質の向上を目指しつつ、コストパフォーマンスの面も踏まえ、本ネットワークを近隣市町村やさらには2次医療圏などを視野に入れた広域での運用を検討していく。

5. 1. 2 安全面の対策

(1) ハードウェア及びシステム上の対策

介護健診ネットワークでは、複数の職種の関係機関が、多様な機器によってつながるため、端末での利用者認証、ネットワーク通信でのセキュリティ対策などを講じている。本市でのハードウェア及びシステム面での安全対策の全体図を示す。

図表-5.6 ハードウェア及びシステム上の対策のイメージ



（２）管理規程による運用のセキュリティ対策

介護健診ネットワークでの個人情報及びシステムの安全な運用管理のために、以下に示す管理規程を策定している。

これら規程の案については、協議会の有識者から条文の更なる具体化や各規程に対応したマニュアル作成の必要性といった観点で意見を頂いており、詳細化を進めている。

① 介護健診ネットワーク運用管理規程

介護健診ネットワークで取り扱う個人情報を、故意・過失・偶然の区別に関係なく、改ざん・破壊・漏洩から保護することを目的とする。

図表-5.7 介護健診ネットワーク運用管理規程の概要

項目	主な内容
管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の管理体制</li> <li>・各管理者の責務と権限</li> <li>・事故対策体制、協議会の設置</li> </ul>
システム利用における運用管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申請</li> <li>・ID／パスワードの取扱い</li> </ul>
利用機関の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用機関責任者の任命</li> <li>・緊急時の対応</li> <li>・従業員の監督</li> </ul>
利用機関の行うべき安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の取扱い</li> <li>・情報の複製と持ち出し</li> </ul>
監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査責任者の責務</li> <li>・監査の実施（情報システム、利用機関）</li> </ul>

② 介護健診ネットワークシステム管理規程

運用管理規程で定めるシステムの安全な運用及び管理を図ることを目的とする。

図表-5.8 介護健診ネットワーク運用管理規程の概要

項目	主な内容
システム管理者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバの管理（導入、物理的保護、運用）</li> <li>・アクセス、バックアップ、ネットワークの管理</li> </ul>
障害発生時の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲、責任と権限</li> <li>・緊急時対応手順、</li> </ul>
業務委託の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約、リモートメンテナンスの安全管理</li> <li>・委託先への監査</li> </ul>



## 5. 2 介護クラウドシステム導入に際してのガイド案

ここでは、今回開発実証した介護クラウドシステムを、他団体での導入を想定した際に参考となるよう、必要な各種の準備作業について整理する。

### (1) 導入の準備作業等について

官民での連携が必須となる介護クラウドシステム導入にあたっては、主に以下の4つの検討主体による事務レベルでの入念な準備作業、調整が必要となる。

図表-5.9 介護クラウドシステム導入に際しての検討主体の概要

検討主体（担当）	主な役割
介護クラウド事業推進 担当者（主担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護クラウド事業推進主体としての全体管理</li> <li>・地域内関係機関の取り纏め</li> <li>・有識者協議会等の運営</li> </ul>
介護保険担当者・ 地域包括支援担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度担当として参画</li> <li>・関連する福祉、健康部門等の調整、取り纏め</li> <li>・制度運営の実態に応じた要件などの具体提案</li> </ul>
情報システム担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の基幹情報システムの企画運用担当として参画</li> <li>・現行の運用管理に応じた要件などの具体提案</li> </ul>
民間介護保険事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護クラウドシステムの利用者として参画</li> <li>・地域の実態に応じた要件などの具体提案</li> </ul>

以降、各担当が役割に応じて実施するべき作業内容を提示する。

#### ① 介護クラウド事業推進担当者（主担当）

- ・作業項目を踏まえた事業費の積算と庁内調整作業
- ・システム利用関係者との協議と事業推進の合意形成作業
  - －介護保険担当、地域包括支援担当、情報システム担当、総務課（法令・例規担当）
  - －医療機関、民間介護保険事業者など
- ・本システム導入における委託電算会社の調達・契約
- ・事業推進プロジェクトの発足と諸調整作業
- ・介護保険、地域包括支援、情報システム担当の意見を踏まえた介護保険事業者へのアクセス権限の調整作業（開発プロジェクト内）
- ・事業運営部署の選定（創設）と庁内調整作業
- ・事業推進に関する有識者からなる協議会、委員会の設置とその運営事務
- ・民間介護保険事業者を含む、介護クラウドシステム運用管理規定作成

- ・運用管理規定と情報セキュリティポリシーとの整合確認（必要に応じた見直し）
  - ・個人情報保護委員会等への案件登録、審議資料作成作業
  - ・本稼働後の定期的な民間介護保険事業者の運用監査対応作業
- ② 介護保険担当者・地域包括支援担当者
- ・介護クラウドシステムの機能理解、操作訓練、本稼働に向けた運用テストへの参画
  - ・民間介護保険事業者のアクセス権限案の確認・意見提出
  - ・運用管理規定案の確認・意見提出・承認
- ③ 情報システム担当者
- ・介護保険システム担当ベンダとのデータ抽出機能開発委託に係る調整作業、自治体側システム運用テスト、本稼働対応作業
  - ・クラウドシステム接続に係るネットワーク機器及び設定作業の調達・契約（セキュリティ対策含む）
  - ・システム利用前提の公開管理サーバ等物品調達・契約（セキュリティ対策含む）
  - ・システム利用の庁内パソコン等物品調達・契約（セキュリティ対策含む）
  - ・システム利用の民間事業者側パソコン等物品調達仕様書の作成・開示（セキュリティ対策含む）
- ④ 民間介護保険事業者
- ・事業についての自治体関係者との協議、運用管理規定同意の元での事業参加表明
  - ・インターネット接続環境を確認し、クラウドに接続可能とするための調整作業
  - ・開示されたパソコン等物品調達仕様を元にした調達・契約（セキュリティ対策含む）
  - ・本システムの機能理解、操作訓練、本稼働に向けた運用テストへの参画

（２）介護クラウドの各システムでの利用権限等について

介護クラウドで公開管理される各種情報へのアクセスに関する統制は、個人情報保護及び実務での必要性の観点から検討していく必要がある。

ここでは、本市が笠間市介護健診ネットワークとして実運用に向け検討している各種情報の利用権限等の考え方についての一例を示す。

① 事業所／所属の体系について

介護クラウドの利用者が所属する組織、事業所等による権限設定を行うための基本的な区分として事業所／所属コードを、本市・市内事業者・システム管理者・住民のそれぞれに設定する。

図表-5.10 事業所／所属の体系（本市）

No.	事業所	コード	所属	備考
1	介護担当	1 1	高齢福祉課	
2	健診担当	1 2	健康増進課	
		1 3	保険年金課	
3	地域包括ケア担当	1 4	関係課	社会福祉課、子ども福祉課他
		1 5	関係機関	民生委員、警察、保健所他
		1 6	地域包括支援センター	
4	介護予防担当	1 7	地域包括支援センター	
5	投薬担当	1 8	—	
6	消防	1 9	消防署	

図表-5.11 事業所／所属の体系（市内事業者） 1/2

No.	事業所	コード	所属	備考
7	居宅介護支援事業所	2 0	—	
8	介護サービス事業所	2 1	訪問介護事業所	
		2 2	訪問看護事業所	
		2 3	訪問リハビリ事業所	

図表-5.12 事業所／所属の体系（市内事業者）2/2

No.	事業所	コード	所属	備考
8	介護サービス事業所	24	デイサービス事業所	
		25	デイケア事業所	
		26	小規模多機能型居宅介護	
		27	訪問入浴事業所	
		28	福祉用具事業所（貸与／販売）	
9	介護施設	29	短期入所生活介護事業所	
		30	認知症対応型共同生活介護	
		31	老人ホーム	
		32	老人保健施設	
		33	介護療養型医療施設	
10	市立病院／県立中央病院	34	－	
11	医療機関（民間）	35	－	
12	調剤薬局	36	－	

図表-5.13 事業所／所属の体系（管理者・住民）

No.	事業所	コード	所属	備考
13	データセンタ	37	－	
14	管理担当	38	企画政策課	
15	住民（本人）	39	管理対象者	
16	住民（家族）	40	家族	

② 職種コードについて

介護クラウドの利用者の職種、職務権限による区分として、職種コードを設定する。

図表-5.14 職種コードの例

コード	職種・役割	コード	職種・役割
1	職員	14	ケアマネージャー
2	臨時職員	15	消防職員
3	栄養士	16	救急隊員
4	保健師	17	ヘルパー
5	歯科衛生士	18	看護師
6	職員A	19	リハビリスタッフ
7	職員B	20	相談員
8	民生委員	21	医師
9	地域ケアシステムネットワーク関係者	22	薬剤師
10	見守り支援員	23	ソーシャルワーカー
11	責任者	24	検査技師
12	管理者	25	管理者
13	事務職	26	—

③ 利用権限／操作権限の対応関係（例）

各種情報の利用権限を「①事業者／所属コード」と「②職種コード」との組合せから設定する。利用権限の対応関係等は、現段階での検討内容のため、参考例として示す。

<利用権限>

- ◎：公開同意済みの対象者の情報種別内の全ての情報を利用可能
- ：公開先指定された範囲内の公開同意済み情報の利用可能
- △：自事業所の挙げた情報のみ参照可
- ：搬送先として指定されたときのみ更新・参照可能
- ×：利用不可

<操作権限>

- ・白抜き文字は参照のみ可能、それ以外は書込み（編集）／参照とも可能





地域経営型包括支援クラウドモデル事業  
開発実証実験報告書（介護クラウド）

図表-5.17 情報種別毎の利用権限（3/3）

事業所	事業所／所属コード	所属	職種	情報種別																			公開先指定権限	
				① 介護（市公開資格／認定情報）	② 介護（市公開認定資料）	③ 介護（市公開認定資料 主治医意見書）	④ 介護（市公開利用負担軽減）	⑤ 介護（市公開利用負担軽減独自ヘルパー）	⑥ 介護（居宅介護支援事業所公開ケアプラン）	⑦ 介護（居宅介護支援事業所公開提供票）	⑧ 介護（居宅介護支援事業所公開その他）	⑨ 介護（居宅介護支援事業所公開介護経過記録等）	⑩ 介護（介護サービス事業所公開情報）	⑪ 介護（医師の指示書）	⑫ 介護（介護サービス事業所 提供票実績）	⑬ 見守り安心情報	⑭ 投薬情報	⑮ 健診結果	⑯ 掲示板（支援対象者連携）	⑰ 掲示板（事業所間連携）	⑱ 掲示板（住民公開情報）			
No.			No. 職種コード 役割																					
10 市立病院/県立中央病院	34	-	96 11 責任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			97 12 管理者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			98 13 事務職	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			99 18 看護師	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			100 19 リハビリスタッフ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			101 3 栄養士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			102 21 医師	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			103 22 薬剤師	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
			104 24 検査技師	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			105 23 ソーシャルワーカー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 医療機関（民間）	35	-	106 11 責任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			107 12 管理者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			108 13 事務職	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			109 18 看護師	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			110 19 リハビリスタッフ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			111 3 栄養士	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			112 21 医師	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			113 22 薬剤師	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
114 24 検査技師	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
115 23 ソーシャルワーカー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
12 調剤薬局	36	-	116 11 責任者	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
			117 12 管理者	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
			118 13 事務職	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
13 データセンタ	37	-	119 22 薬剤師	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
			120 11 責任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 管理担当	38	企画政策課	121 25 管理者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			122 1 職員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 管理対象者(本人)	39	管理対象者	123 -	○	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○		
16 家族	40	家族	124 -	○	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○		



図表-5.18 介護クラウドで取り扱う情報の種別

①	介護(市公開 資格/認定情報)
②	介護(市公開 認定資料)
③	介護(市公開 認定資料 主治医意見書)
④	介護(市公開 利用負担軽減)
⑤	介護(市公開 利用負担軽減 独自ヘルパー)
⑥	介護(居宅介護支援事業所公開 ケアプラン)
⑦	介護(居宅介護支援事業所公開 提供票)
⑧	介護(居宅介護支援事業所公開 その他)
⑨	介護(居宅介護支援事業所公開 介護経過記録等)
⑩	介護(介護サービス事業所 公開情報)
⑪	介護(医師の指示書)
⑫	介護(介護サービス事業所 提供票実績)
⑬	見守り安心情報
⑭	投薬情報
⑮	健診結果
⑯	掲示板(支援対象者連携)
⑰	掲示板(事業所間連携)
⑱	掲示板(住民公開情報)
⑲	掲示板(救急掲示板)